

令和4年度 八尾市障害児保育審議会 次第

日時 令和4年12月27日(火)

午後1時30分から

場所 八尾市水道局大会議室

1. 開会挨拶
2. 委員紹介
3. 提言実現に向けた現状報告
4. 意見交換
5. その他

会議の公開に関する指針

(平成 9 年 11 月 17 日決定)

(平成 25 年 8 月 1 日改正)

1 目的

この指針は、市政に対する市民参加を促進するとともに、市政における透明性、公正性を向上させるため、審議会等の会議の公開に関する指針を定めることにより、市民等に対し審議会等における審議等の状況を明らかにし、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2 対象とする審議会等

公開の対象とする会議は、名称の如何を問わず、市民、各種団体代表、学識経験者等で構成され、市長の担任する事務について、調停、審査、審議又は調査等を行うため、本市に設置された審議会、協議会等（行政関係職員のみで構成されているものは除く。以下「審議会等」という。）の会議とする。

3 審議会等の会議の公開の基準

審議会等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

- 1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- 2) 当該会議において、八尾市情報公開条例（平成 7 年八尾市条例第 9 号。以下「公開条例」という。）第 6 条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- 3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開、非公開の決定

- 1) 審議会等の会議を公開するかどうかは、前項に規定する「審議会等の会議の公開の基準」に基づき、当該審議会等の会長等がその会議に諮って決定しなければならない。
- 2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定した場合は、前項に定める非公開理由のいずれに該当するか明らかにしなければならない。

5 公開の方法

- 1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- 2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- 3) 市長は、別に定めるところにより、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定めるものとする。
- 4) 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録を閲覧に供しなければならない。
- 5) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

市長は、公開される会議開催日の概ね1週間前までに、次に掲げる事項を市政だより及びホームページに掲載して、一般の周知に努めるものとする。ただし、会議が緊急に開催される必要が生じたときは、この限りではない。

- 1) 開催日時
- 2) 場 所
- 3) 議 題
- 4) 傍聴者の定員
- 5) 傍聴手続き
- 6) 問い合わせ先

7 その他

- 1) 市長は、その設置する審議会等の名称及び任務の内容並びに公開・非公開の別等について、一般に知らせるよう努めるものとする。
- 2) 市長は、新たに審議会等を設置した場合、当該審議会等の設置の目的及びその任務等について明らかにするよう努めるものとする。
- 3) この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

8 適用期日

この指針は、平成25年8月1日から実施し、同日以降に開催される審議会等の会議から適用する。

八尾市障害児保育審議会委員名簿

(期間 令和3年6月1日～令和5年5月31日)

会 長	堀 智晴	元大阪市立大学教授
副会長	前田 まゆみ	キリンこども園長
委 員	鶴 宏史	武庫川女子大学教授
委 員	木曾 陽子	大阪公立大学准教授
委 員	玉田 育子	八尾市認定こども園等保健会会長
委 員	辻内 文子	障害福祉課長
委 員	工藤 弥春	健康推進課係長
委 員	大倉 全代	教育センター所長補佐
委 員	古賀 仁	こども総合支援課長補佐
委 員	西川 千智	市立医療型児童発達支援センター所長
委 員	上田 愛	西郡そよかぜこども園長

改正

昭和57年7月2日規則第36号

昭和61年4月1日規則第7号

平成4年4月1日規則第9号

平成20年3月31日規則第39号

平成21年3月23日規則第9号

平成25年3月30日規則第4号

平成26年3月31日規則第13号

令和3年3月31日規則第29号

令和4年5月31日規則第41号

八尾市障害児保育審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市障害児保育審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市における障害児の発達と福祉の増進を図るため、障害児保育に関する諸問題について調査、協議及び審議を行い、必要に応じて市長に建議し、関係機関に対し指導、助言する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害児（者）医療に従事する医師
- (3) 障害児福祉に関する事業に従事する者
- (4) 保育現場に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

- 3 審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第8条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(専門部会)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 前4条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、こども若者部こども施設運営課において行う。

- 2 部会の庶務は、こども若者部保育・こども園課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月2日規則第36号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市高安山開発審議会規則、八尾市総合基本計画審議会規則、八尾市都市計画審議会規則、八尾市特別職報酬等審議会規則、八尾市小売市場調整審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市環境保全審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市同和対策協議会規則、八尾市民生委員推薦会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則、八尾市立解放会館条例施行規則、八尾市防災会議条例施行規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定は、昭和57年5月1日から適用する。
- 2 この規則による改正前の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づいて昭和57年5月1日以後の分として支給された報酬は、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づく報酬の内払とみなす。

附 則（昭和61年4月1日規則第7号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月31日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第29号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月31日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

■提言推進状況管理表(案)

提言実現の方向性	仕組みづくりのポイント	これまでの方向性・課題等	実績・成果(令和3年度を中心に)	今後の方向性・課題等(案)
1. 今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ(育ちあう)保育」の創造	① 共生社会につながる「インクルーシブ(育ちあう)保育」の理念を掲げる	<ul style="list-style-type: none"> 提言書を研修の場面で活用する等、周知を定期的に行い、理念を深く広く浸透させていく 引き続き園内研修等で共通理解を進めていく 	<ul style="list-style-type: none"> 園内研修や職員会議において提言書の内容を再確認し、インクルーシブ保育の理念を職員全体に浸透させ、理念に基づいた保育実践を行う組織づくりを行った 	<ul style="list-style-type: none"> 平易な言葉で、インクルーシブ保育の理念を表現し、本市がめざすインクルーシブ保育の意味が正しく浸透するような取り組みが必要
	② インクルーシブ(育ちあう)保育の実践を生みだし、検証を重ねて方法論を創り上げることがをめざす	<ul style="list-style-type: none"> 新しい生活様式のもと、インクルーシブ保育の在り方について検討が必要 児童の支援方法について職員間で共有する時間の確保が課題 引き続き『特別支援教育・保育ゼミ』で保育の質の向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍における行事の見直しや保育のあり方を模索しながら、ユニバーサルデザインの視点に立った保育の視覚化・構造化を図り、児童が安心して過ごせる環境整備を行った 限られた時間内で児童の支援について話し合い、具体的な支援方法について共通理解することに努めた 公立園対象に『特別支援教育・保育ゼミ』にて特性に応じた支援方法について実践交流を行うとともに、巡回指導への参加や医療型児童発達支援センターの施設見学等を行い自園の保育に活かした 	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ保育実践を市全体に広げていく取り組みが必要 児童の支援方法について職員間で共有する時間の確保が課題 『特別支援教育・保育ゼミ』でインクルーシブ保育について学び、各園の質の向上につなげる
2. 「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり	③ コーディネーター(リーダー保育士)を導入し、園全体での対応力を高める	<ul style="list-style-type: none"> 私立園での特別支援教育コーディネーター(以下「コーディネーター」と表記)の配置にむけ、引き続き協議 個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進し、PDCA サイクルにより園全体での対応力を高める 	<ul style="list-style-type: none"> 公立園の特別支援教育コーディネーター会議に私立園の代表が参加し実践交流にて支援方法の手法を学び合った 令和4年度より認可園全園にコーディネーターを配置することが決定。併せてコーディネーターを中心に、個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画を作成することとする 公立こども園では園内で支援児担当者会議を実施し、コーディネーターが推進役となり園全体の対応力の向上にむけ取り組んだ 担任が個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画を作成する際にはコーディネーターが支援し、スモールステップを意識した計画作成を実施 	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターの役割の理解や活用について市全体で取り組んでいく必要がある 私立園を地区ごとに分け、グループ研修や全体研修を行いながら質の向上をめざす コーディネーターを中心に、個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進し、PDCA サイクルにより園全体での対応力を高める
	④ 障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化する	<ul style="list-style-type: none"> 重層的な相談・支援を進めるため、市関係機関の多様な専門職の連携 就学にむけて保護者の不安に寄り添う相談体制の充実や学校教育への接続の連携強化 保育施設に在籍していない子どもに対してのアプローチ方法の検討 就学前施設に対して、小学校との接続の大切さや就学相談の取り組みを継続的に発信 医療的ケア児等の保育利用について、受入れ要件の検討やガイドライン作成、受入れ体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療型児童発達支援センター事業として、保育所等訪問支援事業や施設への訪問助言、保健センターや保健所への職員派遣を実施。管理医師の配置により相談対応が充実した 子育て総合支援ネットワークセンターにて発達検査を含め、相談事業や親子教室を実施し、適切な支援機関へつないだ 未就園児等状況調査を実施、未就園5歳児について、状況確認、就園等に関する情報提供等の支援を実施 医療的ケア児保育受入れにむけて、令和4年度に検討部会の開催を決定 就学相談では保護者に対し様々な学びの場の説明や学校見学の調整等を実施 就学前施設と連携のもと、就学相談や就学前施設への行動観察などを実施 保健センターにて乳幼児健診実施 医療的ケア児支援のための地域連絡会議を実施し、医療型児童発達支援センター管理医の講義や意見交換により各分野における現状や課題等についての情報を共有 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中核的な療育支援の役割を担うため医療型児童発達支援センターの人材育成が課題 重層的な相談・支援を進めるための市関係機関の多様な専門職連携 未就園児に対してのアプローチ後のフォロー手法の検討 R4.4国通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」を受けて、小中学校における特別支援教育について、就学前施設に丁寧に説明を行い、周知を図る 就学前施設に対して、小学校との接続の大切さや、就学相談の取り組みを発信していく 障がいのある乳幼児を早期発見・早期介入し、支援が必要な乳幼児を療育機関へ円滑につなぐため関係機関との連携強化 引き続き、当該地域連絡会議により関係機関での顔の見える関係づくりを深めるとともに、大阪府が実施する医療的ケア児実態把握調査の結果等を参考に、医療的ケア児の実態を踏まえ、支援のあり方等を検討

具体的な実施計画事業での取り組みにつなげていく

提言実現の方向性	仕組みづくりのポイント	これまでの方向性・課題等	実績・成果(令和3年度を中心に)	今後の方向性・課題等(案)
3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくり	⑤ 個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設入所後の関係機関のフォロー体制の確立 ・「切れ目のない支援」実現にむけ、こども総合支援センターによる相談機能の充実や、こども総合支援センターを核とした関係機関の相互連携強化 ・子育てに困難さを感じている家庭へのフォローは、コロナ禍では特に丁寧且つ継続的に行っていく必要あり ・保育施設で個別の支援計画を作成するにあたり、ケースによっては関係機関の同席や助言を求めている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「切れ目のない支援」実現にむけ、こども総合支援センターによる相談機能の充実や、センターを核とした関係機関の相互連携強化に向けた検討会議を実施 ・保育施設入所後も必要に応じて関係機関が情報提供し、支援方法について助言を行う ・未就園児童対象の地域交流等で、保護者の悩みに寄り添い、子育て支援情報を提供 ・児童発達支援事業所の園見学を受入れ、支援方法の共通理解を図った 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども総合支援センターを核とした関係機関の連携 ・保育施設での子育て相談の充実 ・在園児へのフォローとして、保育施設に対して支援方法等の助言を行う体制作り ・未就園児保護者に対して、気軽に相談機関を利用できるような情報発信や支援の強化 ・園児が利用する児童発達支援との連携強化
	⑥ 各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入する	<ul style="list-style-type: none"> ・「調整会議」での保育サポートの認定審査、利用調整の手法を検証し、必要に応じて改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・「調整会議」にて関係機関からの意見聴取を行い、支援が必要な児童の入所決定につながるよう調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの意見聴取等で児童の状況把握を行い、適切な施設への利用調整に努める
4. 保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくり	⑦ 障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを中心に置いた利用時間を前提としつつ、保護者の保育要件によっては保育標準時間利用を適用できるよう各園と調整 ・こども総合支援センターの市民向け周知により相談窓口機能の充実 ・「個別の教育・保育支援計画」に基づく支援の充実を各園で推進 ・ペアレントプログラム等保護者支援の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度入所児童より、保護者の保育要件によって保育標準時間利用を適用することを決定 ・公立こども園にて入園・進級のタイミングで保護者と共に、個別の教育保育支援計画を作成し、担任や特別支援教育コーディネーターと気軽に相談できる関係づくりや、園の取組の見える化を図った 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の加配内容によっては長時間保育に対応できる職員配置が難しく人員確保が課題 ・保護者にコーディネーターの存在や役割を周知し、相談できる関係づくりを構築 ・個別の教育保育支援計画に基づく支援の充実を各園で推進 ・こども総合支援センターを関係機関や市民向けに周知し、相談窓口機能の充実
	⑧ 障がい児保育の加配段階等を認定審査の際の、サービス決定基準を明確化する	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サポート認定基準や加配基準の検証 ・個々のケースに応じた適切な支援の実施 ・医療的ケア児の保育受け入れにむけたガイドラインの作成と受け入れ体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期入所児童の増加により保育サポート制度の見直しが必要であり、保育サポートの認定審査や利用調整を含む改善に向けて調整中 ・1：1の関わりが必要な場合、加配基準を変更して丁寧な支援を行った ・R4からの医療的ケア児保育等検討会議にてガイドラインを策定し体制整備していくことが決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・他市事例を参考にし、利用調整の仕組みを変更する ・在園児の加配の必要度の変更や保育サポート児以外の気になる子どもへの対応については、児童の発達状況や園の体制を確認したうえで認定する ・ガイドライン策定後には私立園においても医療的ケア児の受け入れを開始するため、ノウハウ等の支援が必要
	⑨ 審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とする	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童にとって適切な施設へつなげられるような相談体制の充実 ・発達が気になる児童等、障がいの有無にかかわらず保護者が気軽に相談できる相談窓口の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育経験者が問い合わせ対応にあたり、保護者の思いや家庭の事情を考慮しつつ児童にとって適切な支援を共に考え、複数の選択肢を示している 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所申請以前の相談機能を充実させ、児童にとって適切な施設へつなげられるようにする ・進路先の相談や案内を丁寧に行い、保護者が納得して選択できるように努める
5. インクルーシブ(育ちあう)保育実践を創り出すことができる仕組みづくり	⑩ 障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう実践を創り出す意義を共有する	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者の支援が個への手だてから集団の手だてへと発展し、子ども同士が助け合い育ちあう実践の蓄積 ・参加者が主体的に学び合い、自園の推進役となるようなゼミの在り方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・『特別支援教育・保育ゼミ』にて園内研究会を実施し、クラス集団づくりの手だてを学んだ ・公立園の園内研究会や事例検討会に公民職員が参加し主体的な学びの場となった 	<ul style="list-style-type: none"> ・『特別支援教育・保育ゼミ』では、参加者が自園での実践に活かせる内容の企画を検討。参加者は得た学びを自園に発信する ・障害のある子どもとない子どもがともに育ちあう保育実践を市全体に広げていく
	⑪ ノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導の機能充実 ・特別支援教育コーディネーターの活用促進のための研修の充実 ・保育現場のニーズに応じた研修内容や講師、実施場所等を検討 ・公立こども園の実践を共有しながら、周辺施設と交流することを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療型児童発達支援センターST, OTによる研修 ・医療型児童発達支援センター見学 ・保育サポート児の在籍園に対して、専門家による巡回指導を年1回実施し、支援方法等について助言 ・幼児教育研修の『特別支援教育・保育』に関する内容の研修を2本、特別支援教育・保育ゼミの研修を2本、市内中央の会場(1本はオンライン開催)で実施(学校研修の特別支援教育に関する研修についても就学前施設に案内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療型児童発達支援センターは特別支援教育関連研修のサポートや施設見学受入れを継続し、各園の対応力向上の支援にあたる ・巡回指導については、年複数回実施できるように働きかけるとともに、他の相談機関を紹介するなど他機関との連携を図る ・公立、私立のニーズに応じた研修内容、講師、オンラインの活用、実施場所等を検討し効果的に実施



具体的な実施計画事業での取り組みにつなげていく

令和4年度八尾市障害児保育審議会関係資料

令和3年度～ 実施報告

1. 乳幼児健診実施状況
2. 母子保健事業実績
3. 母子保健事業体系図
4. 子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」児童家庭相談の状況
5. 子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」親子教室参加者の進路等
6. 保育所（園）の保育サポートに関する相談
7. 市立医療型児童発達支援センターにおける療育等の状況
8. 八尾しょうとく園の状況
9. 私立認定こども園等障がい児保育実施状況
10. 市立こども園・保育所障がい児保育実施状況
11. 障がい児の保育施設入所状況
12. 教育センターにおける相談件数等一覧
13. 障がい児保育実施状況

乳幼児健診実施状況（令和3年度）

	対象児	受診児	受診率	最終把握率
4か月児健康診査	1814	1741	96.0%	100%
1歳6か月児健康診査	2011	1924	95.7%	100%
3歳6か月児健康診査	2104	1950	92.7%	100%

4か月児健康診査 要フォロー児の内訳
 ※結果が「要経観」「要精検」「要治療」

実：259人（フォロー率：14.9%）

	方針	延べ人数
経過観察健診		38
電話		47
訪問		5
保健師フォロー		18
他機関フォロー中（みらい（その他））		5
乳児後期健康診査にて確認		3
あなたのまちの健康相談		72
精密検査		31
既医療		48
延べ件数		267

1歳6か月児健康診査 要フォロー児の内訳
 ※結果が「要経観」「要精検」「要治療」

実：381人（フォロー率：19.8%）

	方針	延べ人数
経過観察健診		18
発達相談		48
電話		201
訪問		1
保健師フォロー		36
他機関紹介（みらい家庭児童相談）		1
他機関紹介（いちよう学園（外来保育））		2
他機関紹介（その他の他機関）		1
他機関フォロー中（いちよう外来保育）		3
他機関フォロー中（みらい（その他））		8
他機関フォロー中（みらい家庭児童相談）		4
保健師フォロー		1
あなたのまちの健康相談		4
わくわく教室		29
精密検査		12
既医療		33
延べ件数		402

3歳6か月児健康診査 要フォロー児の内訳
 ※結果が「要経観」「要精検」「要治療」

実：242人（フォロー率：12.4%）

	方針	延べ人数
経過観察健診		6
発達相談		62
電話		39
訪問		2
保健師フォロー		22
他機関紹介（しょうとく園（入園））		1
他機関紹介（みらい（家庭児童相談））		2
他機関フォロー中（みらい（教室））		1
他機関フォロー中（みらい（家庭児童相談））		1
他機関フォロー中（みらい（その他））		7
他機関フォロー中（子ども家庭センター）		3
他機関フォロー中（いちよう学園（外来保育））		1
他機関フォロー中（その他の機関）		1
あなたのまちの健康相談		2
精密検査		43
既医療		63
延べ件数		256

母子保健事業実績(健診とフオロ一教室)

事業名	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
4か月児健康診査	開催数	45回	42回	51回	38回
	対象数	1,937人	1,885人	1,766人	1,814人
	受診数	1,907人	1,835人	1,730人	1,741人
	受診率	98.5%	97.3%	98.0%	96.0%
	フオロ一率	25.5%	18.4%	20.4%	15.8%
1歳6か月児健康診査	開催数	36回	35回	33回	36回
	対象数	2,028人	2,010人	1,825人	2,011人
	受診数	1,954人	1,949人	1,770人	1,924人
	受診率	96.4%	97.0%	97.0%	95.7%
	フオロ一率	26.5%	21.2%	24.1%	19.8%
3歳6か月児健康診査	開催数	24回	24回	22回	29回
	対象数	2,067人	2,054人	1,879人	2,104人
	受診数	1,940人	1,929人	1,737人	1,950人
	受診率	93.9%	93.9%	92.4%	92.7%
	フオロ一率	15.7%	14.3%	11.4%	12.7%
乳幼児精密健康診査(医療機関委託)	受診数	178人(視聴覚含む)	145人(視聴覚含む)	99人(視聴覚含む)	81人(視聴覚含む)
	受診数	1,801人	1,669人	1,763人	1,752人
乳幼児一般健康診査(医療機関委託)	受診数	異常なし1,609人 異常および異常の疑い192人	異常なし1,505人 異常および異常の疑い164人	異常なし1,611人 異常および異常の疑い152人	異常なし1,604人 異常および異常の疑い148人
	受診数	1,730人	1,801人	1,703人	1,708人
乳児後期健康診査(医療機関委託)	受診数	異常なし1,535人 異常および異常の疑い195人	異常なし1,569人 異常および異常の疑い232人	異常なし1,497人 異常および異常の疑い206人	異常なし1,478人 異常および異常の疑い230人
	予約数	450人(12回)	368人(12回)	177人(11回)	148人(12回)
経過観察健診(身体)(再掲・未熟児)	受診数	386人(66人)	307人(40人)	161人(22人)	138人(15人)
	予約数	540人	544人	500人	515人
経過観察健診(心理)	受診数	514人(36回+個別)	523人(36回+個別)	476人(36回+個別)	497人(88回+個別)
	参加実人数	127人	111人	107人	個別対応
1歳6か月児健康診査フオロ一教室(びよんびよん教室)	参加実人数	576人(48回・6回×8クール)	486人(48回・6回×8クール)	460人(41回・6回×8クール)	個別対応+7人
	参加延人数	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児

出生数	1,979人	1,895人	1,966人	1,898人	1,890人
-----	--------	--------	--------	--------	--------

八尾市母子保健事業体系図

母子保健指導

不妊不育相談
 母子健康手帳交付
 マタニティマーク普及啓発
 面談教室
 妊婦歯科健康診査
 産後ケア事業(H30年～)
 こんごちは赤ちゃん事業
 離乳食講習会
 一般栄養相談
 あなたのまちの健康相談
 電話相談

家庭訪問
 ・ハイリスク妊産婦
 ・新生児
 ・未熟児
 ・乳幼児
 ・長期療養児※
 ・身体障がい児※
 ・被虐待児
 ・育児不安等

障がい児(者)
 歯科予防教育

[予防接種]

一次健診

- 妊婦健康診査(16回)
(医療機関委託)
(※多胎の場合は、追加5回)
- 産婦健康診査(2回)
(医療機関委託)(H30年～)
- 乳児一般健康診査
(医療機関委託)
- 4か月児健康診査
- 乳児後期健康診査
(医療機関委託)

二次健診

- 経過観察健診(身体・発達)
療育相談※
- 他医療機関紹介
(乳幼児精検票発行)
- 1歳6か月児健康診査
(歯科健康診査を含む)
- 3歳6か月児健康診査
(歯科健康診査を含む)
- 療育相談※

連絡調整機能

- 児童虐待発生予防対策事業
(H17年～)
- ▽要保護児童対策地域協議会
▽子育てコーディネイター連絡調整会議
- ▽障がい児保育審議会
- ▽家庭支援推進認定こども園事業

他機関フォロー(教室・療育等)

- 医療型児童発達支援センター
(いちよう)
- 福祉型児童発達支援センター
(八尾しょうとく)
- こども総合支援課
わくわく教室
- 子育て総合支援ネットワークセンター-みらい
- 児童家庭相談
親子教室
- 認定こども園・保育所(保育サポート枠)
教育センター

その他の事業

- 乳幼児医療費公費負担制度
- 児童扶養手当
- ひとり親家庭日常生活支援事業
- ひとり親家庭医療費公費負担制度
- 母子家庭自立支援事業
(自立支援教育訓練給付金)
(高等技能訓練促進費)
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 重度障がい者(児)医療費公費負担制度
- 重度障がい者介護手当
- 未熟児養育医療助成制度
- 小児慢性特定疾病医療助成制度※
- 育成医療助成制度
- 結核児童の療育医療助成制度※
- 不育症治療費助成事業※
- 特定不妊治療費助成事業※

子育て支援サービス

- つどいの広場
- 地域子育て支援センター
つながりセンター
- ショートステイ
- トワイライトステイ
- 病児・病後児保育
- 一時預かり(一時保育)
- 休日保育
- ママ・サポート
- 地域交流・園庭開放
- 地域子育て支援センター
- やおファミリーサポートセンター
- 放課後児童室
- 子育てパートナー派遣

※は保健所で実施

こども総合支援課

令和3年度 児童家庭相談の状況

<相談傾向>

- ・ 相談件数は全体的に増加傾向にあり、主な内容での分類としては、児童虐待相談が全体の約6割を占めている。児童虐待相談では、児童の発達課題や保護者の疾病等に起因するものも見られ、継続した支援や対応が必要なケースも多い。
- ・ 障がい相談の内容としては、軽度発達障がいやそのグレーゾーンであると判断され他機関より紹介されるケースや、児童の抱える課題が顕著になった保護者からの相談申し込みによるケースが多かった。また、こども園等での活動に適応しにくい児童について、こども園等が保護者に「こども総合支援課」を紹介し、相談に至るケースも見られた。

<保育サポートとの関係>

- ・ 令和3年度に、児童家庭相談から保育サポートにつながったのは10件、保育サポート対象児（在園児）の相談は31件であった。児童家庭相談から相談者は、ほとんどが継続して来所しているが、面接の頻度はケースにより異なる。
- ・ 来所ケースについては、保護者の話をききながら、子どもへの対応の仕方を具体的に助言し、必要に応じてこども園等を訪問し、子どもの集団での様子を見るなど、関係機関との連携を図り、支援を行っている。
- ・ 就学前には教育センターの就学相談を紹介し、入学後にスムーズに学校生活を送れるように支援を行っている。

<相談件数（実数）の推移>

年度	養護相談		保健 相談	障がい相談					
	児童虐待 相談	その他の 相談		肢体 不自由 相談	視聴覚 障がい 相談	言語発達 障がい等 相談	重症心身 障がい 相談	知的 障がい 相談	発達 障がい 相談
R1	766	96	10	0	0	73	0	7	81
R2	732	66	0	0	1	55	0	8	101
R3	734	63	0	0	0	75	0	13	136

年度	非行相談		育成相談				その他の 相談	計
	ぐ犯行為 等相談	触法行為 等相談	性格行動 相談	不登校 相談	適性 相談	育児・ しつけ 相談		
R1	0	0	33	10	1	89	19	1185
R2	0	0	48	14	1	73	13	1112
R3	0	0	59	15	0	133	17	1246

◆令和3年度親子教室参加者の教室終了後の進路等

(実人数)

令和4年4月の進路等	令和3年度参加教室※		計
	2歳前後児 (1歳児)	2・3歳児	
親子教室継続	4		4
認定こども園・保育所(園)			
(保育)	1	2	3
(教育)		19	19
(サポート保育)		2	2
私立幼稚園			
プレ幼稚園等	1		1
しょうとく園	2		2
児童発達支援	1		1
終了		2	2
その他	1		1
計	10	25	35

- ・教室終了後の進路確認(保護者より聞き取り)にて判断
- ・「終了」は、フォロー不要になり年度途中で終了したもの
- ・「その他」は転居、中断等
- ・R元年度実績から、内訳を教室別(ぱんだ・ポッポ)ではなく学年別に

◆親子教室参加者の他施設との交流事業

1. 保育所交流

(人)

	春	冬	計
			0
			0
計	0	0	0

※例年、親子教室参加者と公立保育所・こども園との交流をおこなっていたが、令和2~3年度は新型コロナウイルスの影響があり実施せず。

認定こども園・保育所（園）等の保育サポートに関する相談（令和3年度実施）

- ・認定入所担当課に保育サポートに関する問い合わせがあった時点での、児童の所属機関または関係機関について集計したものである。
- ・保育サポートに関する相談には、認定入所担当課の係員が対応し、他市からの転入や相談機関なしの場合は、適切な関係機関につなぎ、継続的な相談ができるようにしている。

（人）

所属機関・関係機関	入所児年齢					計
	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
保健所						0
いちよう学園 通園			2		2	4
いちよう学園 外来			4			4
みらい 親子教室			3			3
みらい 家児相						0
保健センター			5			5
市内認可園			4	4		8
認可外保育施設等			1			1
しょうとく園			1	2	3	6
他市機関				1	1	2
その他（児童デイ）			16	2		18
所属なし			1		1	2
計	0	0	37	9	7	53

令和3年度 障がい児(保育サポート枠)の保育施設入所状況

(令和3年4月1日現在)

〈新規分〉

	申込数	入所数	その他の施設入所数等
公立	105(122)	21(23)	18(26)
私立		64(72)	
合計	105(122)	85(95)	18(26)

※()内の数値は令和2年度

〈年度別入所数(入所児童数は、3歳以上の保育施設入所児童数(受託除く委託含む))〉

	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保育サポート	新規申込数	102	86	105	122	105
	新規入所数	74	69	77	96	85
	継続数	120	124	117	116	127
	総入所数	194	193	194	212	212
総入所児童数		3,166	3,275	3,295	3,427	3,534

〈年齢別入所数(下段は保育施設入所児童数(受託除く委託含む))

		3歳児	4歳児	5歳児	合計
公立	保育サポート 児童数	12 (14)	18 (17)	19(19)	49 (50)
	入所児童数	171(168)	188(188)	194(224)	553(580)
私立	保育サポート 児童数	50 (56)	58 (53)	55 (53)	163 (162)
	入所児童数	1,001(970)	987(981)	993(896)	2,981(2,847)
合計	保育サポート 児童数	62 (70)	76 (70)	74 (72)	212(212)
	入所児童数	1,172(1,138)	1,175(1,169)	1,187(1,120)	3,534(3,427)

※()内の数値は、令和2年度

令和3年度 市立医療型児童発達支援センターにおける療育等の状況

1. 契約児の療育

(1) 契約状況

(令和3年度在籍児)

※途中退園児を含む

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	5	10	2	4	0	27

(医療的ケア児)

気管切開	鼻腔栄養	胃ろう	酸素吸入	人工呼吸器	導尿	人数 (重複あり)
1	3	1	4	0	1	10

(2) 療育内容

① 療育総合計画の作成

② 医師による診察

小児神経科 (週5回)、整形外科 (週1回)

精神科 (年3回) 歯科 (年1回)、耳鼻科 (年1回)、眼科 (年1回)

③ 保育、訓練 (理学療法、作業療法、言語摂食療法)、看護 (健康管理等) を以て保護者に対して療育指導及び相談など行う。

④ 外部専門職による指導

発達相談 (年間19回)、歯科衛生指導 (年8回)

(3) 卒退園児進路状況

府立東大阪支援学校	0名	府立藤井寺支援学校	0名
府立聴覚支援学校 (幼稚部)	1名	公立こども園	0名
私立認定こども園・保育園	2名	公立保育所 (柏原市)	0名
八尾しょうとく園	2名	転居	1名
死亡	0名	計	6名

2. 外来児の療育 (外来の対象児は ・入園を前提にした子ども ・卒退園児で継続して療育や経過観察を要する子ども ・諸機関から紹介または相談のあった子ども等)

(1) 保育外来

気づきの段階や育てにくさのある子どもの生活や遊びを豊かにすることで、保護者の子育て支援・指導を目的としています。原則として親子同室です。

① 人数と回数 総人数 59人 実施回数 631回

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人数	62	67	58	71	59
実施回数	511	676	683	770	631

② 紹介機関

保健所	保健センター	みらい	医療関係 他	退園児	その他	合計
1	41	3	4	3	7	59

③ 外来理由

訓練対象児 発達の遅れ	全般的な 発達の遅れ	対人・情緒	育児不安	言葉の問題	小集団の経験	退園児の フォロー	合計
4	30	10	0	12	0	3	59

④ 進路先

入園	しょうとく 園	児童発達 支援事業所	小学校	幼稚園	保育所等	在宅・転居	継続	合計
0	3	0	3	4	14	4	31	59

(2) 訓練外来

在宅の乳幼児、こども園、幼稚園、学校へ通園・通学する児童に対して外来によるリハビリテーション（理学療法、作業療法、言語摂食療法）を行っている

① 人数と回数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合計 (回)	1470	1603	2047	2220	2339
0～2 歳児 (人)	28	15	38	33	66
3～5 歳児 (人)	26	27	42	28	62
就学以降児 (人)	46	43	56	54	73
合計 (人)	100	85	136	115	201

② 所属

在宅	保育所 こども 園	幼稚園	しょうとく園	小学校	支援 小学部	
48	66	6	7	31	23	
中学校	支援 中学部	高校	支援 高等部	聴覚支援	デイサービス	計
3	7	3	5	1	1	201

3. 相談支援

《子どもの発達等に関する保護者からの相談、施設職員への支援》

(1) 保育に関する相談支援

相談者数	97 人	延べ回数	151 回
居宅訪問数	1 人	延べ回数	2 回
施設訪問者数	49 人	延べ回数	39 回
引き継ぎ	5 人	延べ回数	4 回
合計	152 人	延べ回数	196 回

(2) 訓練に関する相談支援

相談者数	75 人	延べ回数	99 回
居宅訪問者数	3 人	延べ回数	5 回
施設訪問者数	17 人	延べ回数	21 回
引き継ぎ	2 人	延べ回数	2 回
合計	97 人	延べ回数	127 回

4. 関係機関への職員派遣及び相談業務

(1) 八尾市保健所事業への派遣

- ・ 総合療育相談 年 回 (理学療法士・保育士)

(2) 保健センター 母子保健事業への派遣

- ・ 経過観察健康診査 (二次健診) 月 2 回 (保育士)
月 1 回 (理学療法士・作業療法士)

(3) 相談業務など

- ・ 保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校への訪問による相談支援 (理学療法士、作業療法士、保育士)
- ・ 卒退園児のフォロー (施設職員との引き継ぎ等)

(4) 住宅改造事業への派遣 (理学療法士・作業療法士)

- ・ 現場調査及び会議

(5) 補装具交付判定の為の相談 (理学療法士)

5. 認定こども園等との連携及び交流

(1) 公立こども園交流 (月 1 回程度、安中ひかりこども園)

※令和 3 年度も新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

(2) 市立医療型児童発達支援センターを退園した児童の進路相談

(3) 保育所等在籍児の外来 (訓練・保育) 受け入れ

(4) 研修 (就学前施設職員対象)

6. 保育所等訪問支援事業

発達に弱さがあっても同年齢の集団の中で一緒に生活し、同じ経験をして成長してほしい、また保育所等訪問支援を受けることで安心して保育所等の利用ができるという保護者の思いを支え、施設職員が抱える支援方法への悩みに寄り添い、共に目標をたてたりアドバイスを伝えたりする

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
人数	4	8	13	17	18
実施回数	52	55	69	111	122

7. 指定障がい児相談支援事業 (計画相談)

令和元年度末から開始。現状は新規の通所支援の契約児を対象にしている

8. 今後の課題

八尾市の障がい児支援の拠点としての役割をはたすために

- ・ 専門職 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等) の活用
- ・ 作業療法士、言語聴覚士の複数配置

- 専門職（心理士）の配置と活用
- 診療所機能の拡充
- 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の充実
- 認定こども園・保育所・幼稚園の発達が気になる子どもとその家族支援
- 職員の人材育成（専門領域に関する知識や資質の向上）

八尾しょうとく園の状況

令和3年度実績

	福祉型児童発達支援センター	
	定員	在籍（契約）者数
4月	68	64
5月	68	64
6月	68	64
7月	68	65
8月	68	65
9月	68	65
10月	68	68
11月	68	68
12月	68	68
1月	68	68
2月	68	68
3月	68	68
	延べ人数	795

※児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、福祉型児童発達支援センターとして障がい福祉サービスを提供し、療育指導等を行っている。

令和4年3月時点

<クラス編成>	<児童数>
2～3歳児（すみれ組）	13人
3～4歳児（さくら組）	13人
4歳児（ふじ組）	14人
4～5歳児（きく組）	14人
5歳児（ひまわり組）	14人

※令和元年度より定員を68人に拡充したことに伴い、5クラスでの編成となっている。

※児童発達支援「こぐま組」は、市内の民間児童発達支援事業所の増加とセンター本体の利用ニーズの高まりにより、令和元年度からセンターに統合した。

令和3年度 私立認定こども園等障がい児保育実施状況

<p>1. 障がい児巡回指導 (専門講師による保育指導)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 加配保育士が配置されている障がい児 ・講師及び巡回指導回数・・・年間各1回 <p style="text-align: center;"> 桃山学院大学教授 安原 佳子 氏 武庫川女子大学准教授 鶴 宏史 氏 神戸常磐大学講師 松尾 寛子 氏 神戸親和女子大学教授 佐藤 智恵 氏 </p>
<p>2. 障がい児保育研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ちゃいんどネット大阪研修 “障がいのある子どもと共に育つ保育講座” <li style="padding-left: 20px;">講師 梅花女子大学 心理こども学部 伊丹 昌一氏 ◎幼児教育研修<特別支援教育・保育研修②> “愛着障がい・発達障がいの理解と愛着の問題を抱える子どもへの支援” <li style="padding-left: 20px;">講師 和歌山大学 教育学部 教授 米澤 好史氏 “愛着障がいのアセスメントと支援” <li style="padding-left: 20px;">講師 和歌山大学 教育学部 教授 米澤 好史氏
<p>3. 障がい児保育の実践</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担任とサポート保育教諭、また他の保育教諭との連携を取りながらクラス運営を行っている。 ・「個別の年間指導計画」を立案し、月の指導案で個々の目標に沿う支援に努めた。 ・個別対応の中で、必要に応じて関係機関や専門機関と連携を取り、児童デイ等訪問に来てもらい助言を受け保育に生かした。 ・就学前児には、教育センターの「就学相談」を進めることにより、小学校入学に向けてスムーズに学校と連携できた。
<p>4. 他機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在園児についての相談等 <li style="padding-left: 20px;">医療型児童発達支援センター「いちよう」、子育て支援ネットワークセンター「みらい」、教育センター ・在園児の支援・・・児童発達支援事業所（通所・訪問支援） <li style="padding-left: 40px;">LITALIKO ジュニア <li style="padding-left: 40px;">・・・児童発達支援事業所（通所） <li style="padding-left: 40px;">コベル、ふたば。くじらかん <li style="padding-left: 40px;">（※コロナの為に懇談会はできなかった。） ・公立園の特別支援教育・保育コーディネーター会議に参加する。

<p>5. 在宅家庭支援 (親支援について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各保育園・こども園の地域交流での親子支援 一時保育・保育園体験・園庭開放・子育て相談等で、発達に課題を持った子どもと保護者に対する支援や援助を行う。また、コロナ過で限られた交流の機会に、情報提供を行った。
<p>6. 保育現場における問題点及び課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス運営で保育環境を整えるために、担任と支援児担当保育士との話し合いを持つ時間の工夫をする必要がある。 ・サポート児だけでなく、パステルカラーの園児の支援と保護者対応が難しく、特に就学前児を教育サポートセンターに繋げる為の保護者へのアプローチが難しい。できれば、保護者対応時に専門機関の介入を希望する。 ・保護者の就労を保証する為に、保育時間の延長に対応する保育体制の確保をはじめ、様々な状況に対応できるように配慮する必要があるが、現実には人材確保が難しい状況である。 ・児童デイサービス事業所との連携の強化(支援内容が把握しにくい)

令和3年度 市立こども園・保育所 障がい児保育実施状況

<p>1. 障がい児保育の 実践</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導の実施 大阪府立生野聴覚支援学校 河内 清美 氏 ・特別支援教育についての研修に参加し、一人ひとりの子どもの発達や個性を理解し、主担任と支援担当者が共有・連携し育ちを支えた。 ・支援者担当者会議は定期的に行うと共に、行事前等必要に応じて行い、主担任と支援担当者で特別支援コーディネーターが、共によりよい支援の方法について話し合い、保育サポート児を含めた共に育つクラス運営についての検討も行った。 ・「個別指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、職員間で情報を共有し園全体で支援する体制づくりを行った。
<p>2. 他機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在園児の相談等 子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、医療型児童発達支援センター「いちょう」、教育センター（就学相談） ・医療型児童発達支援センター「いちょう」の施設支援を活用し介助椅子や介助スプーン等の使用方法の助言を受け、支援に活かした。 ・言語が不明瞭なことを悩んでいる保護者に、医療型児童発達支援センター「いちょう」の言語訓練を紹介することで、保護者の不安を軽減し児童の発達につながった。
<p>3. 在宅子育て家庭への 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流「ひろば」 遊びの中で、障がい児や発達に課題をもった子どもと保護者に対する支援や相談援助を行い、他の子育て支援メニュー紹介等を通して見守っていく。 ・一時預かり保育利用者には、子育ての悩みを聞き取り受け止めるとともに手立てを一緒に考えていく。
<p>4. 保育現場における 問題点及び課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が社会とのつながり（就労など）を望まれることが多く、それを保障する為には、保育体制の確保をはじめ、様々な状況に対応できるように準備しておく必要がある。 ・主担任と支援担当者のそれぞれが、担当保育サポート児の障がいについての知識や専門性を高め、共通認識をもって取り組む必要があるが、話し合う時間がもちにくい。 ・インクルーシブ保育について研修等で学び、共通認識をもったうえでクラス運営をする必要がある。 ・保育サポート児だけでなく、配慮を必要とする子どもの特性を園全体で共有し、クラスカバーに入った時には、一人ひとりにあった支援ができるようにすることが大切だと考えるが、時間の捻出、人員確保が課題である。

特別支援教育コーディネーターの活用	<ul style="list-style-type: none">・支援担当者の悩みに寄り添い、具体的な支援方法を主担任・支援担当者と共に検討する。・保育サポート児の個別の指導計画等の書類作成時には、担任にアドバイスを行う。・特別支援教育コーディネーター会議の学習会で学んだこと（スモールステップの進め方等）を各園で活用した。・各園の支援者担当者会議の内容を共有し、自園の支援担当者会議に活用し保護者支援も含めた障がい児保育を進めた。
-------------------	---

令和3年度 教育センター 相談件数等一覧

<教育相談>

- ・一般教育相談…不登校、いじめなど、子どもの生活全般にわたる相談
- ・特別な教育的支援が必要な子どもの教育相談…家庭での養育、学校園での支援などの相談
- ・子育て支援…生活、学習など子育てに関する相談

*教育相談実施状況

相談種別	件数
① 性格・行動に関するもの	75
② 不登校に関するもの	97
③ 身体上の問題に関するもの	0
④ 発達や学業に関するもの	294
⑤ 進路に関するもの	196
⑥ 心理検査等	1
⑦ 言語に関するもの	3
⑧ その他	5
合計	671

*対象別件数

	所属	件数
幼児	保育所	11
	幼稚園	8
	認定こども園	129
	施設	22
	在宅	4
児童生徒	小学校	348
	中学校	144
	支援学校	2
高等学校	1	
その他	2	
合計	671	

*「②不登校に関するもの」の校種別件数

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他	合計
件数	0	35	60	0	2	97

*「⑤進路に関するもの」のうち、就園就学相談件数の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
就園	27	23	21	11	21	6	2	0	0
就学	111	140	144	173	176	190	185	192	188
(小学校)	85	109	111	145	146	151	158	176	170
(中学校)	26	31	33	28	30	39	27	16	18
合計	138	163	165	184	197	196	187	192	188

*面接場所

面接場所	センター	青少年センター	学校	幼稚園	保育所(園)	認定こども園	家庭	医療機関	専門機関	その他	合計
相談述べ回数	5577	49	1313	0	27	95	4	4	29	4	7102

*電話による教育相談年度別受信件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	69	72	71	60	70	62	43	61	62

<さわやかルーム>

- ・心理的または情緒的な原因等によって、登校の意思があるにもかかわらず、登校できない児童生徒に対し、学校復帰を前提として、教育相談、学習支援や集団生活への適応指導を行っている。

*入級児童生徒数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童数	2	1	1	0	0	1	0	0	0
生徒数	9	14	10	10	12	8	9	4	7
合計	11	15	11	10	12	9	9	4	7
再登校数	10	13	9	8	9	7	8	4	7

<各種電話相談>

*青少年相談(進路相談を含む)年度別受信件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	147	121	44	36	33	29	23	30	24

令和3年度 障がい児保育実施状況

1. 障がい児巡回指導	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：保育サポート児 ・講師及び巡回指導回数・・・年間1回 <p>公立園</p> <p style="padding-left: 20px;">大阪府立生野聴覚支援学校 言語聴覚士 河内 清美 氏（5回）</p> <p>私立園</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">武庫川女子大学</td> <td style="padding-left: 20px;">教授</td> <td style="padding-left: 20px;">鶴 宏史 氏（4回）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">桃山学院大学</td> <td style="padding-left: 20px;">教授</td> <td style="padding-left: 20px;">安原 佳子 氏（8回）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">神戸常盤大学</td> <td style="padding-left: 20px;">准教授</td> <td style="padding-left: 20px;">松尾 寛子 氏（11回）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">神戸親和女子大学</td> <td style="padding-left: 20px;">教授</td> <td style="padding-left: 20px;">佐藤 智恵 氏（9回）</td> </tr> </table>	武庫川女子大学	教授	鶴 宏史 氏（4回）	桃山学院大学	教授	安原 佳子 氏（8回）	神戸常盤大学	准教授	松尾 寛子 氏（11回）	神戸親和女子大学	教授	佐藤 智恵 氏（9回）
武庫川女子大学	教授	鶴 宏史 氏（4回）											
桃山学院大学	教授	安原 佳子 氏（8回）											
神戸常盤大学	准教授	松尾 寛子 氏（11回）											
神戸親和女子大学	教授	佐藤 智恵 氏（9回）											
2. 特別支援保育ゼミ	<ul style="list-style-type: none"> ・メンバー <ul style="list-style-type: none"> 教育センター1名 こども施設運営課1名 公立こども園特別支援教育コーディネーター5名 保育教諭等6名（各公立こども園・医療型児童発達支援センター） 看護師2名 作業療法士1名 ・開催回数 <ul style="list-style-type: none"> 年間（全体会3回 巡回指導5回 施設見学3回 園内研究会1回） ・内容 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">全体会</td> <td style="padding-left: 20px;">（活動計画 巡回指導報告 グループワーク等）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">巡回指導</td> <td style="padding-left: 20px;">自園以外に1園、巡回指導に参加し、支援方法などを学ぶ</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">施設見学</td> <td style="padding-left: 20px;">八尾市立医療型児童発達支援センター いちょう</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">園内研究会</td> <td style="padding-left: 20px;">保育サポート児に対する支援を観察し、参加者で討議を行う。</td> </tr> </table> 	全体会	（活動計画 巡回指導報告 グループワーク等）	巡回指導	自園以外に1園、巡回指導に参加し、支援方法などを学ぶ	施設見学	八尾市立医療型児童発達支援センター いちょう	園内研究会	保育サポート児に対する支援を観察し、参加者で討議を行う。				
全体会	（活動計画 巡回指導報告 グループワーク等）												
巡回指導	自園以外に1園、巡回指導に参加し、支援方法などを学ぶ												
施設見学	八尾市立医療型児童発達支援センター いちょう												
園内研究会	保育サポート児に対する支援を観察し、参加者で討議を行う。												
3. 障がい児保育研修	<ul style="list-style-type: none"> ①「感覚統合あそびについて」 <ul style="list-style-type: none"> 医療型児童発達支援センター職員（作業療法士）による研修 ②「乳幼児のことばの発達 摂食機能について」 <ul style="list-style-type: none"> 医療型児童発達支援センター職員（言語聴覚士）による研修 ③保護者とともに子どもの理解を深めるには <ul style="list-style-type: none"> 桃山学院大学 教授 安原 佳子 氏 ④愛着障がい・発達障がいの理解と愛着の問題を抱えるこどもへの支援 <ul style="list-style-type: none"> 和歌山大学 教授 米澤 好史 氏 												

様々な職種の職員が 相談に乗ります!!

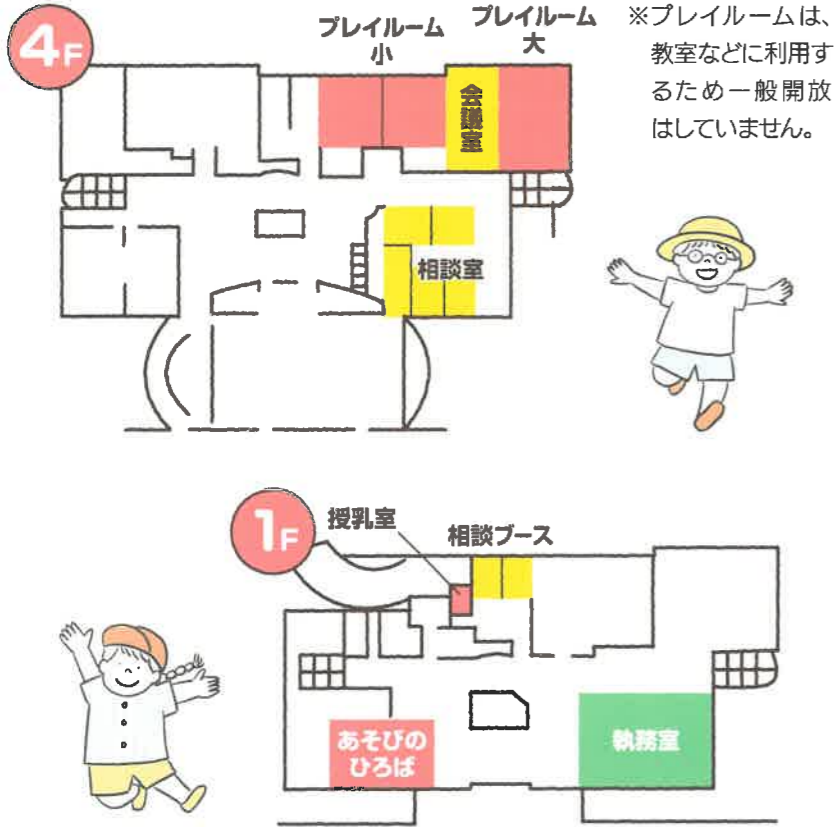
心理士・保健師・保育教諭・社会福祉士・教職経験者がそれぞれの強みを活かしながら皆さんのお手伝いをします。

土曜日も 開館しています

「ほっぷ」は土曜日も開館しています。相談や交流の場として、気軽にお立ち寄りください。



フロアガイド



あそびのひろばで 遊べるよ!!

1階には、絵本やままごとなど子どもたちが遊びを楽しめる広場があります。気軽に遊びに来てください。ママ、パパの交流の場としてもご利用ください! (予約不要)



八尾市では切れ目のない 子育て支援を行います!

子育てのこと、子どものことで何か困っていることがあればご相談ください。子どもさん自身からの相談もできます。まずは、「ほっぷ」にご連絡ください。



出産後何か使える制度はあるのかな?

どこか、親子で遊びに行ける場所はないかな?

妊娠期～就学前

子育てのいろいろな困りごとや不安があるときは、ほっぷにご連絡ください。

子育てって、どうしたらいいかわからない!!

子育てが大変!! いろいろして、怒ってしまう。

子どもの発達が気になるな。このままで大丈夫かな?

学校行かないとだめなのはわかってるけど、どうしても行けない。どうしたらいいかな?

家の用事や手伝いがあるから、なかなか自分の時間がない。

友だちに嫌なことされるんだけど、誰にも相談できない。

小学生～18歳ぐらいまで

保護者の方・児童生徒本人からの相談を受け付けています。

子どもが、学校に行きたくないという日が続いている。どうしたらいいんだろう...

もしかして、うちの子いじめられているのかも!!

なんだか学校でうまくいってないみたい。



では...

他にもこんなことをしています!!

子育てに関する
情報提供



市HP やおっぷ

中学校卒業後の
相談

※おおむね18歳まで

児童虐待の
相談・対応



「子ども・子育ての電話相談」

072-924-7560

夜間(月~土 17:15以降)・日・祝・年末年始もお受けしています。
※ほっぷ開館時間外は、委託先の相談員がお話を伺います。

「もしかしたら虐待？」

と思ったら、迷わず相談・通告を
相談に関してはプライバシーを尊重し、秘密を守ります。
相談・通告は下記の連絡先へ。

《八尾市虐待通告専用電話》

072-924-9862

8:45~17:15(月~金)
※土・日・祝は「189」へ

《児童相談所虐待対応ダイヤル》

189(いちはやく)

24時間対応・通話料無料



「いじめ相談」

いじめで困ったら一人で悩まず相談を

《八尾市いじめ相談専用ダイヤル》

072-924-3796

8:45~17:15(日・祝休み)

《子供SOSダイヤル》

0120-0-78310(なやみいおう)

24時間対応・通話料無料

● 利用案内 ●

- 開館日 月~土曜日(日曜・祝日・年末年始は休館)
- 開館時間 9:00~17:15
- 利用料金 無料

● アクセス ●

- 徒歩でお越しの場合 近鉄八尾駅から 徒歩15分
- バスでお越しの場合 近鉄八尾駅から「高砂住宅行き」 「緑ヶ丘」下車すぐ
- 自動車でお越しの場合 駐車場有(有料)



最寄駅 近鉄大阪線「近鉄八尾駅」

● お問い合わせ ●

こども総合支援センター ほっぷ

〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5-85-16
生涯学習センター学習プラザ内

《こども総合支援課》

TEL 072-924-3954 / FAX 072-924-9304

メール相談 ▶



《いじめから子どもを守る課》

TEL 072-924-4008 / FAX 072-924-9304



◀ メール相談



こども総合支援センター 「ほっぷ」とは?

妊娠期からおおむね18歳までの子どもや
子育て世帯が気軽に集い、
交流や相談ができる場所です。



「ほっぷ」とは...

ホップ・ステップ・ジャンプ!

子どもたちのはじめの1歩を応援できるような場所、
「ほっ」とできる場所になるようにとの思いが込められています。

八尾市

八尾市就学前施設教育・保育における
医療的ケアに関するガイドライン
(素案)

令和4年（2022年）11月

八尾市

序章 ガイドライン策定にむけて

- 1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定について
- 2 本市における医療的ケア児保育等受入れの現状
- 3 医療的ケア児とその家族の現状
 - (1) 医療的ケア児の現状
 - (2) 医療的ケア児の保護者の現状
- 4 ガイドライン策定の目的及び検討手法

第1章 八尾市における医療的ケアの実施基本方針

- 1 医療的ケアとは
- 2 認定こども園等において対応できる医療的ケアの範囲
 - (1) 施設の範囲
 - (2) 児童の範囲
 - (3) 医療的ケアの範囲
- 3 医療的ケアの実施者
- 4 利用日と利用時間

第2章 入所までの流れ

- 1 医療的ケア児とその家族のライフステージ
- 2 入所相談
- 3 入所申請
- 4 入所調整会議・利用調整

第3章 医療的ケア実施体制

- 1 受入れ決定後から受け入れ体制整備までの流れ
- 2 受入れ施設での体制確保と役割
- 3 医療的ケアと就学前教育・保育
- 4 医療的ケアの更新・変更・解除
- 5 園外活動・行事・運動等の際の対応
- 6 緊急事態発生時等の確認
- 7 研修

第4章 関係機関との連携

- 1 認定こども園等において医療的ケアを実施する際の連携
- 2 就学期の連携
- 3 切れ目のない支援
- 4 やおっこファイルの活用

第5章 資料編（様式）

序 章 ガイドライン策定にむけて

1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定について

令和3年(2021年)9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年(2021年)法律第81号)(以下「医療的ケア児支援法」と言う)が施行されました。医療技術が進んだことで、人工呼吸器などの医療的ケアを日常的に必要な児童(以下「医療的ケア児」と言う)が年々増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族への適切な支援が課題となっていることが背景にあります。

医療的ケア児支援法の目的は医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することです。そのために、第5条で地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する施策を実施する責務を有すると規定され、第6条で保育所の設置者等は、在籍する医療的ケア児に対し、必要な支援措置を行う責務を有することが規定されたほか、全般的な支援に関する施策が定められています。

本ガイドラインは、医療的ケア児支援法の第5条及び第6条の規定を受け、本市において、医療的ケア児が認定こども園・認可保育所・小規模保育事業の認可保育施設(以下「認定こども園等」と言う)での受入れに際しての基本的な考え方や留意事項を示すことにより、安全かつ円滑な受入れにつなげるために策定するものです。

2 本市における医療的ケア児保育等受入れの現状

本市では、昭和50年(1975年)3月に、八尾市児童福祉審議会から「障害児保育に関する中間答申」を受け、国に先がけて障がいのある子どもを積極的に受け入れる「障がい児保育」のしくみをつくり、公民手を携えて障がい児保育を実施してきました。医療的ケア児の保育受入れについても市立保育所・幼稚園において対応してきた経緯があります。平成26年(2014年)には市立保育所に入所決定した児童の対応についての手引きを内部規程として作成し、対応可能な医療的ケアの範囲や保育受入れまでの手順について整理しました。平成31年(2019年)に市立認定こども園を開設した後も、障がい児保育の一環としてこども園における医療的ケアを実施しており、毎年、若干名の実施実績があります。(令和元年度：3人、令和2年度：3人、令和3年度：2人、令和4年度：1人)

また、本市において、療育等の就学前の医療的ケア児の受入れ先として、市立医療型児童発達支援センターで親子通園による療育を行うほか、民間の児童発達支援事業所が令和4年(2022年)6月1日時点で約30か所あり、うち数か所は医療的ケアに対応したサービス提供をしています。

このように、医療的ケア児支援法制定以前から市立園での医療的ケア児の受入れ実績を有し、保育以外の社会資源についても比較的整っている本市の特長を活かしながら、保育を希望する医療的ケア児が認定こども園等で安全・安心・幸福に過ごせるよう、また、認定こども園等の利用が決まらなかった場合にも、法の趣旨に沿った社会資源の利用につながるようガイドラインづくりを行うこととしました。

3 医療的ケア児とその家族の現状（大阪府医療的ケア児実態把握調査から抜粋）

令和4年（2022年）6月に大阪府が実施した医療的ケア児実態把握調査（調査配布数約1,360人、回答数607人、うち6歳以下275人）において、八尾市民の回答は47人、うち6歳以下は18人でした。全体的な傾向については大阪府の分析結果から把握し、八尾市民の回答内容も参照しながら医療的ケア児とその家族の現状を踏まえたガイドラインの内容を検討しました。

（1）医療的ケア児の現状

まず、児童の状況について、6歳以下275人のうち、身体障がい者手帳等の取得状況は、身体障がい者手帳が169人(61.4%)、療育手帳が121人(44.0%)でした。八尾市民の回答では身体障がい者手帳が10人(55.5%)、療育手帳が7人(38.8%)でした。医療的ケア児の保育受入れを検討するに際しては、一人ひとりの健康状況や意思疎通の状況、介助の範囲等を把握する必要があります。

表1 身体障がい者手帳の取得状況（6歳以下）

		年 齢							合計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
身体障がい者手帳	1級	2	17	20(1)	20(2)	24(3)	22(2)	29(2)	134(10)
	2級	2	2	4	3	4	1	1	17
	3級	2	0	1	2	0	2	3	10
	4級	0	1	2	0	2	1	1	7
	5級	0	0	0	0	1	0	0	1
	6級	0	0	0	0	0	0	0	0
	なし	29(2)	20(1)	18(1)	5	7	9	10(2)	98(6)
	不明	2	2(1)	0	1	3(1)	0	0	8(2)
	合計	37(2)	42(2)	45(2)	31(2)	41(4)	35(2)	44(4)	275(18)

大阪府医療的ケア児実態把握調査を基に八尾市が独自で作成 ※()は八尾市の6歳以下

表2 療育手帳の取得状況（6歳以下）

		年 齢							合計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
療育手帳	A	1	12	18(1)	16(2)	24(2)	13	26(1)	110(6)
	B1	0	0	0	1	3	1	1	6
	B2	1	2(1)	0	4	1	2	1	11(1)
	なし	34(3)	24	25(1)	9	12	15(1)	16(4)	135(9)
	不明	1	4	2	1	1(1)	4(1)	0	13(2)
	合計	37(3)	42(1)	45(2)	31(2)	41(3)	35(2)	44(5)	275(18)

大阪府医療的ケア児実態把握調査を基に八尾市が独自で作成 ※()は八尾市の6歳以下

必要な医療的ケアの内容は、経管栄養が最も多く169人、次いで排便管理115人、吸引106人、酸素療法102人でした。八尾市民の回答では酸素療法が最も多く11人、次いで経管栄養9人、排便管理5人、吸引5人でした。

表3 医療的ケアの内容（複数回答 6歳以下）

医療的ケアの内容	人数
人工呼吸器	66(3)
排痰補助装置	24(3)
気管切開の管理	74(4)
鼻咽頭エアウェイの管理	4
酸素療法	102(11)
吸引	106(5)
ネブライザーの管理	52(2)
経管栄養	169(9)
中心静脈カテーテルの管理	6
自己注射等	21(1)
血糖測定	10(1)
継続的な透析	2
導尿	17(1)
排便管理	115(5)
その他の医療的ケア	17
不明	16
合計	801(45)

大阪府医療的ケア児実態把握調査を基に八尾市が独自で作成 ※()は八尾市の6歳以下

日中活動の状況としては、福祉サービス事業所（児童発達支援事業所等）が最も多く125人、次いで自宅が82人、保育所・認定こども園等が42人、幼稚園が12人でした。八尾市民の回答では、福祉サービス事業所（児童発達支援事業所等）が最も多く13人、次いで自宅が4人、保育所・認定こども園等が2人でした。

表4 日中に過ごしている場所（複数回答 6歳以下）

年齢	自宅	福祉サービス事業所（児童発達支援事業所等）	保育所・認定こども園等	幼稚園	小学校
0歳	31(3)	6	0	0	0
1歳	20	16	7	0	0
2歳	18	21(3)	8	0	0
3歳	4	22(1)	6	1	0
4歳	4	22(2)	12(1)	5	0
5歳	3	21(2)	9(1)	5	1
6歳	2(1)	17	0	1	30(4)
合計	82(4)	125(8)	42(2)	12	31(4)

大阪府医療的ケア児実態把握調査を基に八尾市が独自で作成 ※()は八尾市の6歳以下

(2) 医療的ケア児の保護者の現状

医療的ケア児の主たる介護者の状況は、母親が主たる介護者となっている世帯が約90%を占めていました。主たる介護者の就労状況は下表のとおりです。「預け先があれば就労したい」が63人と最も多く、就労意向があっても預け先がない状況にあるため、認定こども園等をはじめ、受け入れ先の拡充が急務です。

表5 主たる介護者の就労状況について（6歳以下）

年齢	就労している	就労希望なし	預け先があれば就労したい	今後就労を再開予定	その他	不明
0歳	10	7	9(2)	7	4(2)	0
1歳	12(1)	11	9	6	4	0
2歳	12	13	8(2)	7	5	0
3歳	5(1)	7	8(1)	4	4	3
4歳	9(1)	6	11	11	4(1)	0(1)
5歳	8	8	7(1)	4	8	0
6歳	10(2)	3	11(1)	8	9(1)	3(1)
合計	66(5)	55	63(7)	47	38(4)	6(2)
割合	24.0% (27.7%)	20.0% (0%)	22.9% (38.8%)	17.0% (0%)	13.8% (22.2%)	2.1% (11.1%)

大阪府医療的ケア児実態把握調査を基に八尾市が独自で作成 ※()は八尾市の6歳以下

4 ガイドライン策定の目的及び検討手法

1. の医療的ケア児支援法制定を受け、本市では八尾市障害児保育審議会に医療的ケア児保育等検討部会を設置し、医療的ケア児の保育提供についてのガイドライン内容を審議しました。本ガイドラインは、就学前の医療的ケア児が認定こども園等を利用する場合の基本的な考え方、利用までの流れ、利用にあたって留意すべき事項等を示すことにより、医療的ケア児が安全に保育利用できることを目的として策定しました。また、本市の特長を活かし、法の趣旨を踏まえた保育外の社会資源の受入れ充実や、就学期への円滑な接続につながることを目指しました。

そのため、2. の本市の受入れ状況や特長を踏まえ、3. の児童及び保護者の現状に即したガイドライン検討を行うため、検討部会には、医療的ケア児とその家族に関わる市の医療・保健・福祉等の関係部署・医療機関から医療職や保育教諭等の専門職および、公民の保育現場の施設長等の保育提供の当事者、公募委員として訪問看護現場や保護者としての当事者が参画する委員構成とし、それぞれの所属機関の役割の視点や専門的な知見に加え、役割を越えた連携が図られるよう提案型の意見交換を行いました。

検討の視点としては、法の趣旨を踏まえつつ児童の最善の利益を図るため、医療的ケア児の個別状況に応じ安全性を確保しながら、集団の中での育ち合いにつながる保育と医療的ケアが提供されるよう、本章の各項目について検討を行い、素案を作成しました。

その後、パブリックコメントにより広く市民意見を募集したうえで、再度検討部会を開催して本ガイドラインの最終案に反映し、策定しました。

【ガイドライン検討内容】

基本事項	・医療的ケアの実施範囲、利用日・時間帯
医療的ケア児の入所までの手続き	・入所相談・申請・利用調整等
医療的ケアの実施体制	・受入れ決定後の流れ、施設の体制整備・行事、緊急事態等の確認、職員研修等
関係機関との連携	・保育実施の際の関係機関との連携 ・就学期の連携等

【医療的ケア児保育等検討部会開催スケジュール】

回	実施時期	内 容
1	令和4年5月	委嘱状交付、背景及び現状確認、事例発表
2	令和4年8月	課題に対する意見交換
	令和4年10月	先進事例実施施設見学（他市事例）
3	令和4年11月	ガイドライン（素案）における意見交換
	令和4年12月	市民意見提出制度（パブリックコメント）実施
4	令和5年1月	ガイドライン（案）の調整及び確定

第1章 八尾市における医療的ケアの実施基本方針

1 医療的ケアとは

医療的ケアとは、治療を目的としたものではなく、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要な医療行為を指します。厚生労働大臣が定める医療行為として、厚生労働省告知第八十九号により、次のように定めています。

- 一 気管切開の管理
- 二 鼻咽頭エアウェイの管理
- 三 酸素療法
- 四 ネブライザーの管理
- 五 経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻によるものに限る）
- 六 中心静脈カテーテルの管理
- 七 皮下注射
- 八 血糖測定
- 九 継続的な透析
- 十 導尿
- 十一 排便管理（消化管ストーマの管理又は摘便、洗腸若しくは浣腸（医療行為に該当しないものとして別に定める場合を省く）の実施に限る）
- 十二 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

また、医療的ケア児支援法では医療的ケアについて「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」とされています。医療的ケアは、医療行為に該当することから医師や看護師以外に行ってはならないとされていましたが、平成23年「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正により、平成24年度（2012年）より、看護師資格を持たなくても、一定の研修を修了し都道府県知事から認定を受けた場合には認定特定行為業務従事者として下表に示す5つの特定行為について、医師の指示・看護師等の連携のもと実施できるようになりました。

表6 認定特定行為業務従事者が実施できる医療的ケア

種類	医療的ケアの内容
口腔内の喀痰吸引	痰の排出が自力では困難な者に対して、口・鼻・気管カニューレ内にチューブを入れ吸引器による痰の吸引を行うこと
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内の喀痰吸引	
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入すること
経鼻経管栄養	

出典：保育所での医療的ケア児受入れに関するガイドライン（令和3年3月 保育所における医療的ケア児への支援に関する研究会）

2 認定こども園等において対応できる医療的ケアの範囲

(1) 施設の範囲

本ガイドラインの対象となる施設は、市・社会福祉法人・学校法人・株式会社等により設置された認定こども園・認可保育所・小規模保育事業の認可保育施設とします。本ガイドラインでは、対象となる施設を「認定こども園等」と表記します。

(2) 児童の範囲

本ガイドラインの対象とする児童の範囲は、医療的ケアを必要とする八尾市在住の就学前児童とします。

(3) 医療的ケアの範囲

本ガイドラインに基づき、認定こども園等が提供する医療的ケアの範囲は、利用の可否を検討する中で、医療的ケア児の状況や、認定こども園等で用意し得る人員配置・設備等の状況から実施することが可能であると入所調整会議で判断された医療的ケアとします。なお、保育中に行う、継続的な服薬や治療用装具の装着等は医療的ケアに含まず、医療的配慮として認定こども園等で対応することを想定しています。

認定こども園等における医療的ケアの実施が可能かどうかについては、次の事項を確認し、次の①から⑤を満たすこととします。

①在宅での状況

- ・継続して安定した在宅生活を送っていること。
- ・原則として市立医療型児童発達支援センターを利用（※）し、家庭以外の場所での医療的ケアの手法が確立していること。

②症状の状況

- ・症状が安定し、疾病に急激な変化がないと主治医が判断していること。

③集団生活への適応

- ・感染症による基礎疾患の悪化や合併症を発症するリスクが低いこと。
- ・保育時間をおおむね保育室で過ごすことができ、他の児童とコミュニケーションが可能である等、集団の中で生活することが可能であること。

④医師との連携

- ・主治医・嘱託医・地域の基幹病院との協力体制が可能であること。

⑤認定こども園等での受入れ体制

- ・人員配置や施設環境の受入れ体制が整えられていること。

※ 市立医療型児童発達支援センターいちょう学園診療所での診察、または市立医療型児童発達支援センターでの外来訓練、通所など。診療所来所が困難な場合等は相談に応じます。

3 医療的ケアの実施者

本市では認定こども園等で医療的ケアを実施する看護師を配置し、医療的ケア児の主治医の指示に基づき医療的ケアを実施します。民間園で医療的ケア児を受入れる際には、看護師配置等、体制整備を図る上での財政支援と、医療的ケア児の保育受入れに対して児童の対応についての助言や、研修等の支援を行います。

担当看護師が、施設全体の衛生管理や健康管理等の業務と兼務する場合は、医療的ケアの提供に支障をきたさないように職員間の連携に努めます。保育士等、看護師資格を持たない者が、喀痰吸引等第3号研修（特定行為研修）を受けた場合、認定特定行為業務従事者として、医師の指示のもと定められた条件の範囲内で医療的ケアを実施できますが、医療的ケアは看護師が行うことを原則とし、医療行為に該当しない範囲の補助等を他の職員と協力しながら行うこととします。

医療的ケアを行う看護師の不在等により、認定こども園等で医療的ケアを実施できない場合は、保護者に協力を依頼したり保育利用できないことがあります。

4 利用日と利用時間

医療的ケア児の保育利用日については、看護師が医療的ケアに対応することを踏まえ、利用日を原則月曜日から金曜日までの週5日とします。なお、行事への参加等、特別な理由があり、主治医の意見や人的配置、環境をふまえて安全な利用が可能と判断できる場合はそれ以外の日も利用できます。

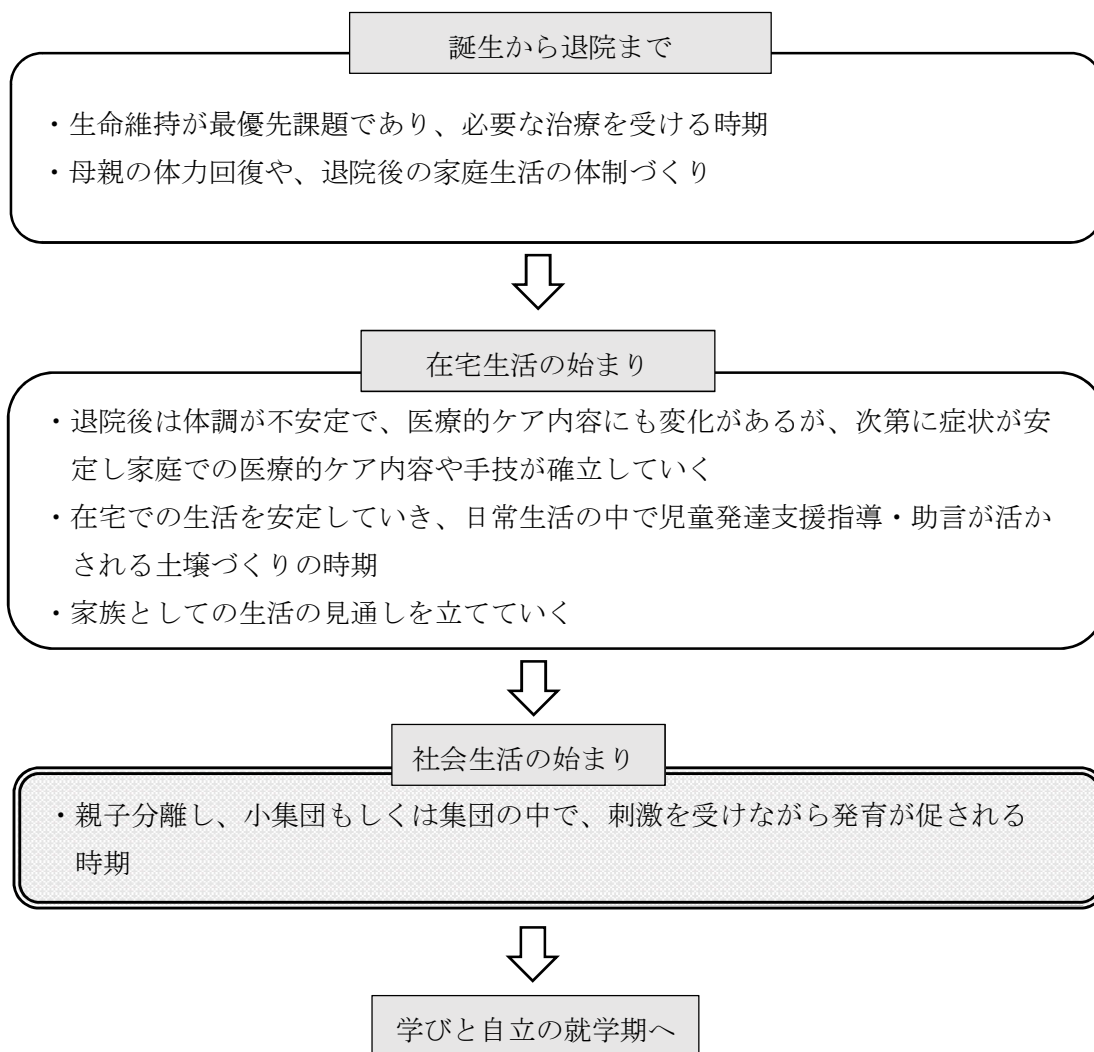
利用時間は原則、保育短時間利用の1日8時間の範囲内で保護者と相談のうえ決定し、延長保育の提供は行いません。

第2章 入所までの流れ

1 医療的ケア児とその家族のライフステージ

医療的ケア児保育等検討部会では、医療的ケア児のより良い保育利用を検討するため、誕生から就学までの、医療的ケア児とご家族のライフステージを下図のように想定しました。

図1 八尾市における医療的ケア児とその家族のライフステージ（イメージ）



社会生活の始まりである認定こども園等への入所にむけて、医療的ケア児の体調の安定や医療的ケアの手法の確立を図るとともに、保護者が就労した際の生活プランや家族の役割について、調整を行う必要があります。

2 入所相談

認定こども園等への入所に至るまでには、関係機関と連携しながら受入れ施設と複数回にわたる調整が必要なため、保育・こども園課への保護者からの相談開始は、入所を希望する前年8月末がめどとなります。保育・こども園課は、保育の必要性を確認し、利用開始までの流れを保護者に説明します。

また、医療的ケアを提供できる認定こども園等について情報提供し、園見学を勧めます。そして、保護者から医療的ケアの実施を含む在宅での状況等を確認したうえで市立医療型児童発達支援センターの利用について案内します。必要に応じて障がい福祉課・八尾市保健所・こども総合支援センター等と連携し、利用できる社会資源サービスについても併せて案内します。

3 入所申請

医療的ケア児の入所申請には、主治医の診断書及び発達検査結果（新版K式発達検査）の添付が必要です。発達検査を受検できない場合は保護者からの聞き取りをおこない、児童の発達状況の把握につとめます。保育・こども園課は入所申請の受付時に保護者と面談を行い、児童の健康状態や医療的ケアの内容、日常生活での注意事項を確認します。面談では児童の状況確認をするため親子面談を基本とします。

4 入所調整会議・利用調整

市は医療的ケア児について入所調整会議を行い、関係機関から意見聴取するとともに、入所を希望する認定こども園等と受入れ可能かどうかについて協議を行います。保育の必要性の確認と、認定こども園等における医療的ケアの実施が可能か（P7参照：①在宅での状況・②症状の状況・③集団生活への適応・④医師との連携・⑤認定こども園等での受入れ体制）の確認を経て受入れ施設を決定します。

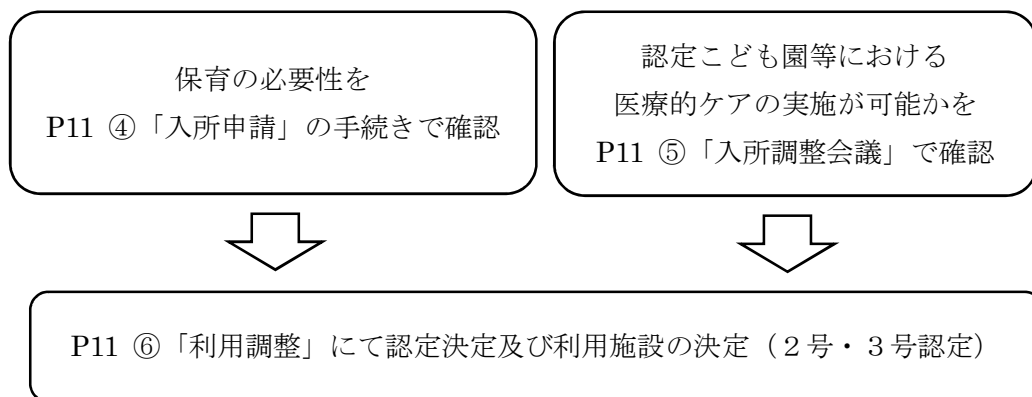
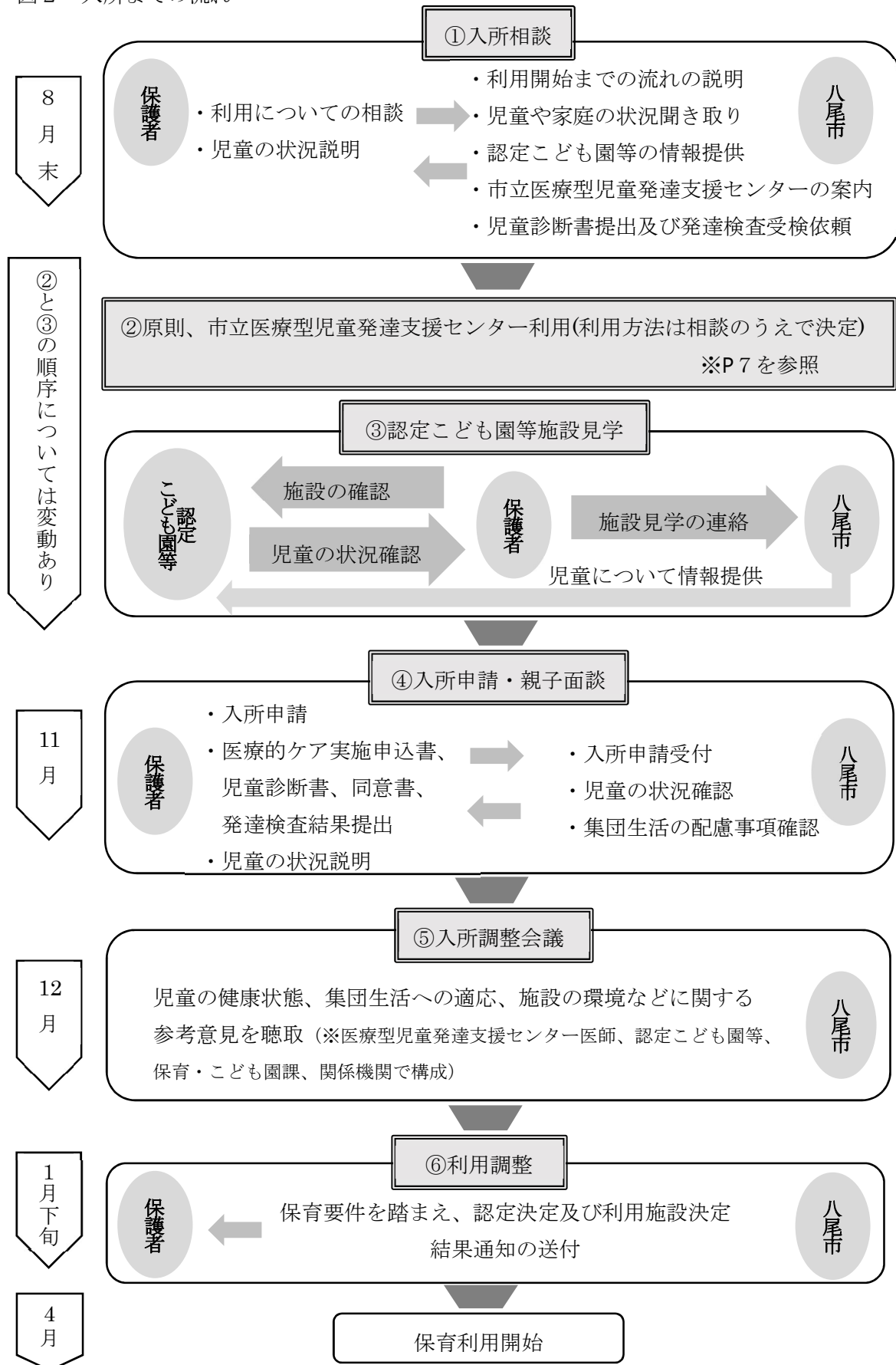


図2 入所までの流れ



第3章 医療的ケア実施体制

医療的ケア児の保育利用が決定した場合、安心・安全な保育を提供するため認定こども園等と保護者は連携しながら入所にむけて手続きを進めます。市は認定こども園等と保護者の関係づくりや関係機関の調整等の進捗報告を受け、スムーズに入所手続きが行われるようコーディネートします。

1 受入れ決定後から受け入れ体制整備までの流れ

①面談（1回目）

- ・認定こども園等は入所決定した児童及び保護者と面談を行い、児童の状況等について入所申請書等をもとに確認します。準備期間等のスケジュールや認定こども園等における集団保育についての説明を行います。
- ・認定こども園等は「医療的ケア実施に関する医師の指示書」の提出を保護者に依頼します。
- ・認定こども園等は主治医訪問の日程調整と市立医療型児童発達支援センター訪問について日程を調整します。



②面談（2回目）

- ・保護者は、「医療的ケア実施に関する医師の指示書」を認定こども園等に提出します。
- ・認定こども園等と保護者は医療的ケアの実施方法、配慮事項や具体的な受入れ方法について協議します。



③主治医訪問

- ・認定こども園等の施設長・看護師・保護者の三者で主治医を訪問し、医療的ケアの実施方法、配慮事項等の指導を受けます。



④医療型児童発達支援センターからの申し送り

- ・認定こども園等の施設長・看護師・保護者は市立医療型児童発達支援センターを訪問し、医療的ケアの手技の実際や児童の状況、保育実施上の留意点等の申し送りを受けます。



⑤計画作成、受入れ態勢整備、同意

- ・認定こども園等は「医療的ケアに関する計画書」「医療的ケア実施マニュアル」を作成し、保育実施にむけて看護師の配置調整や施設の環境整備を行います。保護者に対して認定こども園等で実施する医療的ケアや、保育利用する際の確認事項を説明します。保護者は、説明を受けた後、同意欄に署名します。

「医療的ケアに関する計画書」や「医療的ケア実施マニュアル」は進級や児童の状態の変化に応じて更新していきます。



⑥親子通園・慣らし保育

- ・認定こども園等は保護者との信頼関係を構築するとともに、児童の不安を取り除き、新しい環境に慣れることを目的として、保護者が児童に付き添いながら保育時間を過ごす親子通園や、少しずつ保育時間を延ばしていく慣らし保育の期間を設定します。親子通園や慣らし保育期間中に保育施設での医療的ケアを行う際の課題や配慮事項など新たに確認されることに対して保護者と共に対応策を構築し、「医療的ケアに関する計画書」「医療的ケア実施マニュアル」の調整を行います。医療的ケアの手法が確立し、実際の保育利用時間について保護者と施設で協議したうえで、単独通園の実施となります。



⑦主治医への報告

- ・認定こども園等の施設長は、年度の終わりに主治医に対し「医療的ケア実施状況報告書」により認定こども園等での医療的ケアの実施状況を報告します。

2 受入れ施設での体制確保と役割

認定こども園等において医療的ケアを実施する際には、児童にかかわる機関が緊密に連携をとる必要があります。また、施設内においては、施設長の指示のもと職員が各々の役割を理解して協力体制をとりながら業務にあたる必要があります。医療的ケアの実施にかかる関係者の役割は以下のとおりです。

①認定こども園等

・施設長

認定こども園等における医療的ケア児の受入れについての総括責任者は施設長です。保護者や主治医との連絡の窓口になるとともに、認定こども園等内で受入れ体制を構築できるよう職員体制を組織します。

・看護師

認定こども園等における医療的ケアは看護師が実施します。主治医の指示を受け、定められた範囲で医療的ケアを行います。その際は計画書やマニュアルを作成します。医療的ケア児の健康状態を適切に把握し体調管理し、実施したケア内容とともに記録します。

- ・保育士等

医療的ケアの実施の際、医療行為に該当しない範囲において看護師の業務を補佐します。社会福祉士及び介護福祉士法付則第4条に定める認定特定行為業務従事者の認定を受けた保育士等は定められた条件の範囲内で医療的ケアを行うことができます。

- ・その他職員

医療的ケア児担当として配置される看護師とともに、学年の保育士、栄養士、調理員、特別支援教育コーディネーターなど、医療的ケア児が保育利用する際にかかわりのある職員間で連携します。

②主治医

認定こども園等において医療的ケアを実施するための指示書の作成と指導、および緊急時対応の提案を行います。入所後は保育中の児童の様子について報告を受け、施設長や看護師に助言を行います。

③市立医療型児童発達支援センター

医療的ケア児が医療的ケアを受けながら小集団生活を経験でき、保護者が家庭保育について学べる療育の場としての役割を担っています。また、医療的ケア児が認定こども園等に入所する際には、児童の状態を把握し、実際に入所後の留意点を主治医と連携し確認します。また、医療的ケアの手技の実際を、留意点と共に受入れ施設に伝達し、入所後も認定こども園等や保護者からのさまざまな相談に応じます。

④嘱託医

施設長は保護者同意のもと児童の情報を嘱託医に報告します。医療的ケアの指示については主治医が行いますが、認定こども園等の児童全体の健康状態の把握や施設の保育環境への助言を行います。

⑤保護者

保育利用に際して、保護者は主治医・施設長・看護師等との連携関係を構築します。また、認定こども園等に対して、家庭での児童の様子について日頃から綿密に情報共有するようにします。

⑥訪問看護ステーション

認定こども園等において医療的ケアを実施する看護師が不在になる場合、依頼を受けて認定こども園等を訪問し、医療的ケアを行うことがあります。事前に医療的ケアの内容や手順について、訪問看護ステーション、保護者、認定こども園等、及び主治医との間で十分に確認しておきます。

⑦八尾市立病院

認定こども園等で保育を受けている時間内に緊急事態が起こった際には、緊急搬送先のひとつとして児童の受入れを行います。認定こども園等は救急要請する際に児童の情報として「八尾市内の認定こども園等に在籍している医療的ケア児であること」を伝え、八尾市立病院への搬送を依頼する場合があります。

3 医療的ケアと就学前教育・保育

認定こども園等は、児童一人ひとりにとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であることが大切です。医療的ケア児においても同じことが言えます。また、友だちと共に生活する中で、認め合い育ちあう仲間作りを進めていくことが重要です。安全な医療的ケアの実施と集団における就学前教育・保育を両立させ、医療的ケア児の成長・発達を最大限に促すため、担任の保育士等や医療的ケア児担当として配置される看護師や特別支援教育コーディネーターが協力して個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、日々の教育・保育に反映していきます。

4 医療的ケアの更新・変更・解除

①進級時の確認

保護者は医療的ケア児の進級にあたり「医療的ケア実施申込書」と「医療的ケア実施に関する医師の指示書」を毎年度更新する必要があります。認定こども園等の施設長・看護師・保護者の三者で主治医を訪問し、医療的ケアの実施方法、配慮事項等の再確認を行います。

②医療的ケアの変更

認定こども園等で実施する医療的ケアに変更が生じる場合は、保護者は認定こども園等の施設長に相談します。その際は「医療的ケア実施申込書」と「医療的ケア実施に関する医師の指示書」の提出や更新が必要です。その後、認定こども園等の施設長・看護師・保護者の三者で主治医を訪問し、医療的ケアの実施方法、配慮事項等の指導を受けます。



認定こども園等は「医療的ケアに関する計画書」「医療的ケア実施マニュアル」を作成し、変更のあった医療的ケアの実施について調整を行います。保護者に対して認定こども園等で実施する医療的ケアについて説明します。保護者は、説明を受けた後、同意欄に署名します。

児童の健康状態が変化したことによる医療的ケアの変更や追加の内容に、認定こども園等が対応できず、保育利用の継続が困難となった場合は、認定こども園等と保護者で保育利用の継続について協議します。認定こども園等は必要に応じて主治医に相談する等、専門的な視点からも安全な利用が継続できるかを検討します。医療的ケアの新たな対応について、認定こども園等と保護者との合意が困難な場合は、保育・こども園課が関係機関から意見を聴取し、検討して保育の利用継続の可否を保護者にお知らせします。

③医療的ケアの解除

認定こども園等において医療的ケアを実施する必要がなくなった場合は、保護者は医師の指示による解除であることを示すため「医療的ケア解除申出書」を認定こども園等に提出します。認定こども園等は「医療的ケア解除申出書」を受理した後は、当該児童に対して医療的ケアを行いません。ただし、日常の健康状態の報告等は認定こども園等と保護者で引き続き共有し、安全な保育利用に努めます。

5 園外活動・行事・運動等の際の対応

児童の運動制限や活動上の配慮が必要な場合、認定こども園等は、園生活で配慮が必要な活動について、医療的ケア児に合わせた保育内容を計画し個別の対応に努めます。想定される活動には以下のものがあります。

- ・園外への散歩
- ・乗り物を利用する遠足
- ・運動会
- ・発表会
- ・プール活動 等

認定こども園等は必要に応じて主治医の意見を確認し、計画を立て、できる限り参加できるように努めますが、必要に応じて保護者の同伴を求めたり、安全に活動できないと判断した場合には、児童の参加を見合わせたりすることがあります。

6 緊急事態発生時等の確認

緊急事態はいつどこで起こるかわからないため、さまざまな状況を想定し対応することが必要です。保育中の各職員の役割や対応について、「緊急対応マニュアル」を作成し、安全管理体制をあらかじめ決めておきます。また、緊急時には迅速に対応できるようシミュレーションを実施します。

①体調の急変・けが等

保育中に児童の体調の変化やけが等により緊急事態と認定こども園等が判断した場合には、事前に決めておいた緊急対応に従い必要な措置を行います。同時に保護者に連絡し速やかに認定こども園等への来所を依頼します。救命のため、保護者への連絡前に、医療機関への搬送を優先する場合があります。

②災害発生時

認定こども園等での毎月の避難訓練では、避難計画に基づき医療的ケア児を含めた集団の安全確保について、職員間で共通確認を行います。

- ・安全な避難経路や移動手段を事前に把握する
- ・医療的ケアに必要な物品について災害時に持ち出す物のリスト作りと物品の保管方法を確認する
- ・数日間の避難生活を想定し、医療的ケアを行う場所の確保や停電になった場合の電源確保について検討する

③保育中の事故・ヒヤリハット

保育中に起こった事故やヒヤリハットについて、職員全体で情報共有を行い、重大事故につながらないように予防対応策を構築することが必要です。事故やヒヤリハットが起こったときには、「医療的ケア実施に係る事故報告書（ヒヤリハット含む）」に記録し、何が要因だったのか分析を行い、予防対策を検討します。

上記①～③に共通して、以下の点に留意することとします。

- ・事前に想定される緊急時対応について主治医の意見を確認する
- ・認定こども園等での緊急対応の確認を事前に徹底する
- ・個別の「緊急対応マニュアル」を作成し、特に災害発生時を想定した対応について詳細に検討する

7 研修

認定こども園等の職員が医療的ケアに関する理解を深めるため、疾患や医療的ケア内容、衛生管理、感染症予防等について職員研修を実施します。この研修は当該クラスの職員だけでなく、全職員に対して実施し、共通認識を深めます。また、状況に応じたシミュレーション研修等職員の専門性の向上のために研修の機会をもちます。市は、医療的ケアを実施する認定こども園等の看護師が実践交流を行う機会を設定し、ノウハウの蓄積につなげます。

また、喀痰吸引等第3号研修を受講した保育士等は認定特定行為業務従事者として特定の者に対して定められた条件の範囲内で医療行為を行うことが可能です。緊急時等に対応するためには複数の職員が医療的ケアを実施できる体制づくりが必要であり、積極的な受講を促します。

第4章 関係機関との連携

医療的ケア児とその家族にかかわる機関が連携しながら、児童の状況に応じて必要な支援を行うことが大切です。また、生涯にわたって切れ目のない支援を行い、医療的ケア児とその家族が安心して生活できるよう支援のネットワークを構築していく必要があります。

1 認定こども園等において医療的ケアを実施する際の連携

・主治医との連携

認定こども園等は、医療的ケア児への医療的ケアに関する指示や、医療的ケア児の体調が急変した場合の対応について、原則は主治医の指示に従うことを基本とし、速やかな主治医への連絡や継続的な相談等、主治医との協力体制を作ります。

・医療型児童発達支援センターとの連携

認定こども園等は児童が入所することが決定した際には、市立医療型児童発達支援センターに連絡し、医療的ケアの実際や実施上の留意点等の確認及び児童の状態の注意事項について、申し送りを受けます。また、認定こども園等への入所後も児童の状態について情報共有を行い、相談や助言を求めることができます。

・保護者との連携

認定こども園等での医療的ケアを安全に行うためには、保護者との連携を円滑に進める必要があります。保護者の理解と協力が欠かせません。認定こども園等は「同意書」に定める項目について、保護者に説明し、対応について合意にむけて話し合います。

・児童発達支援との連携

認定こども園等の保育利用と併せて、児童が児童発達支援を併用する場合は、療育先と連携を進めることが必要です。保護者同意のもと保育所等訪問支援事業の活用や個別の支援計画等を共有し、児童にとってよりよい支援や生活工夫を共に考えていきます。

2 就学期の連携

医療的ケア児の就学先については、教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、学びの場を決定していきます。

・教育委員会との連携

就学の際には、教育委員会が「就学相談」を行い、府立支援学校や地域小学校の支援学級など、学びの場について保護者と共に考えていきます。地域小学校への就学希望の場合、教育委員会は、日常実施している医療的ケアが学校でも実施可能かについて検討し、併せて認定こども園等に指導主事等が訪問し観察を行い、園で実施している

医療的ケアに関することを聞き取ります。そのうえで「就学支援委員会」の意見を聴取し保護者や本人の意向を尊重したうえで就学先を決定します。認定こども園等は保護者に「就学相談」の案内をするとともに、保護者同意のもと教育委員会への情報提供を行います。

・就学先との連携

就学先の学校は、認定こども園等を訪問し児童の状況を確認するとともに、認定こども園等から具体的な手技や配慮事項について引継ぎを受けます。就学後も必要に応じて、児童の状況を共有し、円滑に学校生活を進めるように互いに連携することが必要です。

3 切れ目のない支援

本市では、妊娠期からおおむね18歳までを対象として、こども総合支援センターほっぷが中心となり、切れ目のない支援を行います。保護者同意のもと、関係機関が必要な情報を共有するしくみのなかで医療・福祉等の分野がつながり、必要に応じて外部関係機関とも情報共有をしながら、医療的ケア児とその家族のための支援体制を作っていきます。

4 やおっこファイルの活用

「やおっこファイル」は児童の成長・発達記録やこれまでの支援の経過等を支援者等と共有するための冊子です。保護者が児童の疾患・発達等の状況や診断書等を記入・保管します。就園・就学等、新しい生活を始める時期等、ライフステージの節目に「やおっこファイル」を活用することで、児童の情報を一から伝える負担を軽減しながら新たな支援者の理解を深めることができ、一貫した支援を受けやすくなります。医療的ケア児に必要な情報の伝達に役立つツールとして積極的に活用できるよう、医療的ケア児にかかわる関係機関は「やおっこファイル」の作成について支援を行います。「やおっこファイル」は八尾市障がい福祉課ホームページからダウンロードできます。

第5章 資料編（様式）

医療的ケア実施申込書

児童診断書の記入について（依頼）

児童診断書（認定こども園等入所申請用）※参考資料付き

同意書

医療的ケア実施に関する医師の指示書

主治医訪問について（依頼）

医療的ケアに関する計画書

医療的ケア実施マニュアル

医療的ケア実施記録表

医療的ケア実施状況報告書

医療的ケア解除申出書

緊急対応マニュアル

医療的ケア実施に係る事故報告書（ヒヤリハット含む）

医療的ケア実施申込書

【保護者記載】

年 月 日

(あて先) 八尾市長

保護者名	
住所	
電話番号	
児童名	
生年月日	年 月 日生

対象児童について、下記医療的ケアの実施が必要ですので申し込みます。

記

医療的ケアの内容		
実施内容・手順 ・どのようなときに ・どうするか		
健康に関する 配慮事項		
主治医	機 関 名	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

児童診断書の記入について（依頼）

平素は本市の保育事業にご理解とご配慮を賜り、ありがとうございます。

このたび、認定こども園等への入所申込がありました児童において、八尾市保育の利用に関する要綱に則り、集団保育が可能であるかを確認するため、別紙の児童診断書の作成をお願いします。詳細については別紙資料を添付していただき結構です。

なお、認定こども園等への入所が決定した際には児童診断書の記載内容について、当該園へ情報提供します。当該園から貴院へご連絡する場合がありますので、その際にはご協力のほどよろしくお願い致します。

（参考）

八尾市保育の利用に関する要綱（抜粋）

第6条 保育利用の調整については、前条に規定する保育利用にかかる支給認定決定通知書の交付を受けたものの中で行うものとする。ただし、年度途中の調整については、既に特定教育・保育施設等を利用している者より特定教育・保育施設等を利用していない者を優先して行う。

2 前項の保育利用の調整は、特定教育・保育施設等の利用定員の範囲内においてその全部の児童の入所が困難な場合においては、その保育を必要とする程度に応じて別に定める利用調整基準に従い行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該申込みに係る児童が次に掲げるときは、利用の調整を行わないことができる。

- （1） 感染症又は悪質の疾病を持つとき。
- （2） 心身が虚弱で保育に耐えられないとき。
- （3） その他市長が不適當であると認めたとき。

問い合わせ先

八尾市こども若者部

保育・こども園課 認定入所係

電話 072-924-8529（直通）

児童診断書(認定こども園等入所申請用)

【主治医記載】

児童名		生年月日	年	月	日
診断名					
主な症状					
既往歴	例) けいれん重積 誤嚥性肺炎等				
医療的ケアについて	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 内容：				
医療的ケア以外の配慮について	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 内容：				
投薬について	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 薬名： 投薬方法： 頓用処方(どんなときに)：				

食事についての配慮 (回数・形態・アレルギーによる制限食・食事介助の必要性等)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
睡眠についての配慮 (午睡の睡眠時間・睡眠時の姿勢・室内環境等)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
排泄についての配慮 (排尿・排便障がい等)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
感染症についての配慮 (罹患した場合・園で感染症が発生した場合)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
運動の制限や配慮 (参考資料の活動をご覧ください)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
園外活動の制限や配慮 (散歩・遠足・宿泊を伴う保育等)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
その他特記すべき配慮	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		

上記のとおり診断します。	年	月	日
医療機関名			
住 所			
電 話 番 号			
医 師 名			

参考資料

就学前施設での主な一日の生活

就学前施設は乳幼児が長時間にわたり、集団生活を送るところです。食事や睡眠、遊びなどの生活全般にわたって子ども同士が濃厚に接触する機会が多く、感染症にかかりやすい環境にあります。

	7:00	10:00	12:00	15:00	17:00
乳児 (0~2歳児)	順次登園 遊び	おやつ	遊び 給食	午睡	おやつ 遊び 順次降園
幼児 (3~5歳児)		活動	給食	午睡	

保育士配置基準（子ども：保育教諭）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3：1	6：1	6：1	20：1	30：1	30：1

※支援が必要な児童については市独自の加配があります。

年齢ごとの主な活動

一人ひとりの育ちを大切にしながら互いが認めあい育ちあう仲間づくりにつながるよう教育・保育を進めています。

	軽い活動	中程度の活動	強い活動
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・はいはい ・手指を使う遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビカーを押す ・ひとり歩き 	<ul style="list-style-type: none"> ・マットの昇り降り ・水遊び
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・砂遊び ・絵本を見る ・ふれあい遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩 ・リズム遊び ・すべり台 	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇り降り ・水遊び ・走る
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ままごと ・室内遊び ・すべり台 	<ul style="list-style-type: none"> ・三輪車に乗る ・両足跳び ・階段の昇り降り 	<ul style="list-style-type: none"> ・追いかっこ ・水遊び ・高所から飛び降りる
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・室内遊び ・製作 ・歌を歌う 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄棒 ・ブランコ ・水遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・おにごっこ ・プール遊び ・どろんこ遊び
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・パズルやブロック ・お手伝い ・楽器遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・体操 ・スケーター ・ジャングルジム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボール遊び ・プール遊び ・かけっこ
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ごっこ遊び ・当番活動 ・机上活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・マット運動 ・どろんこ遊び ・うんてい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドッジボール ・プール遊び ・縄跳び
行事	遠足 ・ 運動会 ・ 宿泊を伴う保育 など		

同意書

1. 医療的ケアの実施について

- ・医療的ケアは主治医の指示にもとづき看護師が実施します。緊急的な対応として、訪問看護ステーションの派遣による看護師や認定特定行為業務従事者が医療的ケアを実施する場合があります。また、やむを得ない場合には保護者に協力を依頼することや保育受入れができない場合があります。
- ・保護者は主治医・施設長・看護師等との連携関係を構築し、安全に医療的ケアが実施できるよう協力する必要があります。医療的ケアの内容が変更になる場合、認定こども園等に連絡するとともに、認定こども園等が主治医と面談ができるように調整します。
- ・保護者は家庭での児童の様子について日頃から綿密に認定こども園等と情報共有するようにし、児童の健康状態について連絡帳等で報告する必要があります。
- ・保護者は医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等必要な物品の準備及び衛生管理を行ってください。
- ・健康状態の変化により、認定こども園等で医療的ケアの実施や集団保育が困難と判断した場合には退園していただく場合があります。

2. 保育利用について

- ・保育を利用できるのは週5日（月曜日～金曜日）です。なお、行事への参加等、特別な理由があり、安全な利用が可能であることが確認される場合はそれ以外の日も利用できます。
- ・利用時間は原則1日8時間の範囲内とし個別に協議のうえ決定します。延長保育の提供は行いません。

3. 保育実施について

- ・認定こども園等での医療的ケアの実施について保護者と共に確認し、手技を確立していくため、また、児童が新しい集団生活の環境に慣れるために、親子通園や慣らし保育の準備期間を設けます。
- ・認定こども園等は集団生活の場であり、感染症のリスクが常にあることを理解したうえで、保育利用していただきます。
- ・認定こども園等では集団で活動する際、児童同士の接触により、やむを得ず転倒や接触によるけがをすることがあります。
- ・行事等への参加については、主治医の意見を確認し配慮事項や職員体制等の計画を立てます。保護者の同伴、あるいは、行事参加を見合わせることを求める場合があります。
- ・保育中の緊急事態に備え、必ず日中連絡が取れるようにするとともに、認定こども園等が要請した場合には速やかに迎えに来られるようにしてください。救命のため、保護者に連絡する前に医療機関に搬送する場合があります。

4. 個人情報の取り扱いについて

- ・安全な医療的ケアの実施にあたり、必要な情報について関係機関と共有します。

上記の内容について内容を理解したので、医療的ケアの実施及び保育利用に同意します。

年 月 日 保護者名 _____

医療的ケア実施に関する医師の指示書

対象児童について、下記のとおり指示いたします。なお、この指示書は新年度4月1日から3月31日までのものとします。

対象児童名		生年月日	年 月 日
-------	--	------	-------

診断名	
<p>【認定こども園等の生活の中で必要な医療的ケア】</p> <p>※該当する項目に☑し、数値等を記入してください。</p> <p>※必要に応じて別紙にて指示ください。</p>	
<input type="checkbox"/> 喀痰吸引 (<input type="checkbox"/> 鼻・口からの吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレからの吸引) <ul style="list-style-type: none"> ・吸引カテーテルのサイズ () ・吸引圧 () ・挿入の長さ () ・吸引の回数 () 	
<input type="checkbox"/> 酸素吸入 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常時 <ul style="list-style-type: none"> ・流量 () <input type="checkbox"/> 必要時 <ul style="list-style-type: none"> ・ () の場合 流量 () を投与する 	
<input type="checkbox"/> 吸入 (<input type="checkbox"/> 定時 <input type="checkbox"/> 必要時) <ul style="list-style-type: none"> ・時間 () ・薬剤 () を () ml吸入 ・生理食塩水 () を () ml吸入 	
<input type="checkbox"/> 経管栄養 (<input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう) <ul style="list-style-type: none"> ・注入する内容 <input type="checkbox"/> 栄養剤 <input type="checkbox"/> 水分 <input type="checkbox"/> 薬剤 () ・回数 () ・1回量 () ・濃度 () ・速度 () 	

<input type="checkbox"/> 導尿 ・ネラトンカテーテルサイズ () ・実施時刻 ()
<input type="checkbox"/> ストーマのパウチ交換
<input type="checkbox"/> 血糖管理 ・定時 () ・血糖値が () の場合 () の処置を行う
<input type="checkbox"/> アレルギー対応
<input type="checkbox"/> その他の医療的ケア

<p>【緊急時の対応】</p> <p>予想される緊急時の状態 ()</p> <p> <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> 当院へ連絡し、指示を請う <input type="checkbox"/> 保護者と相談し、適切な病院に搬送 <input type="checkbox"/> その他 () </p>

年 月 日

医療機関名	
住 所	
電 話	
医師名	

年 月 日

(医師名) 様

〇〇こども園長

主治医訪問について (依頼)

平素は、本市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

このたび当園で下記児童について医療的ケアを実施することとなりました。

こども園での医療的ケアの実施に関しましては、日ごろよりご診察いただいております主治医様の指示のもと実施させていただきます。

つきましては、主治医様のご指導を賜りたく、下記のとおり訪問させていただきたいと存じます。

ご多忙中のところ誠に恐れ入りますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、ご都合が悪くなりましたら誠に恐縮ですが当園まで一報いただければ幸いです。

記

1. 日 時 年 月 日 () 時 分

2. 訪問予定者 施設長
看護師
担任

3. 訪問内容 〇〇〇〇さんに対する医療的ケア実施方法等につきまして
ご教示ください

4. 連絡先 〇〇こども園
住 所 :
電 話 :
F A X :
メー ル :

医療的ケアに関する計画書

【園記載】

作成者	〇〇こども園長
実施者	〇〇こども園看護師

児童名		生年月日	年 月 日生
-----	--	------	--------

実施計画	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	医療的ケア	
	実施内容と手順	
	実施頻度	
	留意点	
	緊急時対応	

上記の内容について同意いたします。

年 月 日 保護者名 _____

【園記載】

医療的ケア実施マニュアル

作成日： 年 月 日
〇〇こども園

〇〇さんの医療的ケア実施手順（ ケア内容 ）

準備

手順

観察項目

片づけ

(医師名) 様

医療的ケア実施状況報告書

下記のとおり、医療的ケア実施状況について報告いたします。

児童名	
施設名	
園長名	
実施者名	

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施行為	
実施結果	
特記すべき事項	

医療的ケア解除申出書

【主治医・保護者記載】

年 月 日

児童名	
-----	--

年 月 日をもって、対象児童の認定こども園等における医療的ケアの指示を解除します。

医療機関名	
医師名	

上記のとおり医師の判断がありましたので、認定こども園等における医療的ケアの解除を申し出ます。

年 月 日

保護者名 _____

【園記載】

緊急対応マニュアル（体調急変 けが 災害発生時）

作成日： 年 月 日

〇〇こども園

緊急時の対応 〇〇さん

想定：

医療的ケア実施に係る事故報告書（ヒヤリハット含む）

【園記載】

作成日： 年 月 日

〇〇こども園長：

記録者：

対象児童名		
発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
発生場所		
発見者		
発生状況	時刻	児童の様子・保育の状況等
	：	
	：	
	：	
対応状況	医療機関受診： <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（医療機関名 ）	
保護者への報告		
発生した背景・要因		
再発防止策		